

平成30年 第4回

木古内町議会定例会会議録

平成30年12月13日 開会

平成30年12月13日 閉会

木古内町議会

各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないように留意しておりますが、万が一、誤字、脱字等がありましたら深くお詫びいたします。

なお、重要と思われる誤りがありましたら、事務局までご一報いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

木古内町議会議長 又 地 信 也

目 次

提出された案件及び議決結果	1
第1日目（平成30年12月13日）	
議事日程	2
議会運営委員会報告書	3
議長諸報告	4
総務・経済常任委員会所管事務調査報告書	6
開会・開議の宣告	8
日程第 1 会議録署名議員の指名	8
日程第 2 議会運営委員会報告	8
日程第 3 会期の決定	9
日程第 4 議長諸報告	9
日程第 5 総務・経済常任委員会所管事務調査報告	9
日程第 6 行政報告	11
日程第 7 一般質問	20
4番 竹田 努	20
2番 新井田 昭 男	23
3番 平野 武 志	30
日程第 8 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて	42
日程第 9 議案第10号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	43
日程第10 議案第11号 木古内町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について	43
日程第11 議案第9号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部を改正する条例制定について	43
日程第12 議案第1号 平成30年度木古内町一般会計補正予算（第8号）	43
日程第13 議案第2号 平成30年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	43
日程第14 議案第3号 平成30年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	43
日程第15 議案第4号 平成30年度木古内町水道事業会計補正予算（第1号）	43
日程第16 議案第5号 平成30年度木古内町高齢者介護サービス事業会計補正予算（第2号）	43
日程第17 議案第6号 平成30年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	43
日程第18 議案第7号 平成30年度木古内町下水道事業特別会計補正予算（第2号）	43
日程第19 議案第8号 木古内町合併処理浄化槽設置に関する条例制定について	67
日程第20 議案第12号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について	68
日程第21 発議案第1号 議会閉会中の所管事務調査について	69
日程第22 意見書案第1号 日米物品貿易協定交渉に関する意見書	70

日程第 2 3	意見書案第 2 号 2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書	7 1
日程第 2 4	議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について	7 3
	閉会の宣告	7 3
	会議録署名議員の署名	7 4

## 平成30年12月13日(木)第1号

- 開会日時 平成30年12月13日(木曜日)午前10時00分  
○ 閉会日時 平成30年12月13日(木曜日)午後 5時23分
- 

・出席議員(10名)

1番	佐藤	悟	6番	手塚	昌宏	
2番	新井田	昭男	7番	福嶋	克彦	
3番	平野	武志	8番	鈴木	慎也	
4番	竹田	努	副議長	9番	吉田	裕幸
5番	相澤	巧	議長	10番	又地	信也

---

・欠席議員(なし)

---

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	大森	伊佐緒
副町長	大野	泰
病院事業管理者	小澤	正則
総務課長	若山	忍
税務課長	高橋	和夫
会計管理者	高橋	和夫
町民課長	吉田	広之
保健福祉課長	羽沢	裕一
保健福祉課包括ケア推進室長	武藤	一郎
まちづくり新幹線課長	木村	春樹
まちづくり新幹線課新幹線振興室長	田原	佳奈
産業経済課長	片桐	一路
建設水道課長	構口	学
病院事業事務局長	平野	弘輝
特別養護老人ホームいさりび事務長	東	誠
教育長	野村	広章
生涯学習課長	吉田	宏
給食センター長	吉田	宏
農業委員会事務局長	片桐	一路
代表監査委員	森井	俊郎

---

・本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	福田	伸一
議事担当主査	西嶋	浩二

平成30年第4回木古内町議会定例会議事日程

第1号 平成30年12月13日(木)

午前10時00分開議

日程 番号	議 件 番 号	議 件 名
1		会議録署名議員の指名
2		議会運営委員会報告
3		会期の決定
4		議長諸報告
5		総務・経済常任委員会所管事務調査報告
6		行政報告
7		一般質問
8	承認 第1号	専決処分の承認を求めることについて
9	議案 第10号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
10	議案 第11号	木古内町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
11	議案 第9号	議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部を改正する条例制定について
12	議案 第1号	平成30年度木古内町一般会計補正予算(第8号)
13	議案 第2号	平成30年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
14	議案 第3号	平成30年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
15	議案 第4号	平成30年度木古内町水道事業会計補正予算(第1号)
16	議案 第5号	平成30年度木古内町高齢者介護サービス事業会計補正予算(第2号)
17	議案 第6号	平成30年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
18	議案 第7号	平成30年度木古内町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
19	議案 第8号	木古内町合併処理浄化槽設置に関する条例制定について
20	議案 第12号	定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
21	発議案第1号	議会閉会中の所管事務調査について
22	意見書案第1号	日米物品貿易協定交渉に関する意見書
23	意見書案第2号	2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書
24		議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について

平成30年第4回定例会 提出案件及び議決結果表

議件番号	議 件 名	議決月日	議決結果
議案第1号	平成30年度木古内町一般会計補正予算（第8号）	30.12.13	原案可決
議案第2号	平成30年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	30.12.13	原案可決
議案第3号	平成30年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	30.12.13	原案可決
議案第4号	平成30年度木古内町水道事業会計補正予算（第1号）	30.12.13	原案可決
議案第5号	平成30年度木古内町高齢者介護サービス事業会計補正予算（第2号）	30.12.13	原案可決
議案第6号	平成30年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	30.12.13	原案可決
議案第7号	平成30年度木古内町下水道事業特別会計補正予算（第2号）	30.12.13	原案可決
議案第8号	木古内町合併処理浄化槽設置に関する条例制定について	30.12.13	原案可決
議案第9号	議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部を改正する条例制定について	30.12.13	原案可決
議案第10号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	30.12.13	原案可決
議案第11号	木古内町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について	30.12.13	原案可決
議案第12号	定住自立圏形成協定の一部を変更する協定にちいて	30.12.13	原案可決
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて	30.12.13	原案承認
発議案第1号	議会閉会中の所管事務調査について	30.12.13	原案承認
意見書案第1号	日米物品貿易協定交渉に関する意見書	30.12.13	原案可決
意見書案第2号	2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書	30.12.13	原案可決
	議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について	30.12.13	承認

( 午前10時00分 開会 )

## 開 会 ・ 開 議 の 宣 告

○議長(又地信也君) ただいまから、平成30年第4回木古内町議会定例会を開会いたします。  
ただいまの出席議員は10名でございます。  
よって、地方自治法第113条の規定による議員定足数に達するので、会議は成立いたしました。  
ただちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程及び説明員は、別紙配付のとおりであります。本日、説明員として出席予定であります、代表監査委員、森井俊郎君は体調不良により欠席する旨、本人より連絡がありましたので報告します。

## 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長(又地信也君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長から指名をいたします。  
8番 鈴木慎也君、9番 吉田裕幸君。以上、2名を指名いたします。

## 議 会 運 営 委 員 会 報 告

○議長(又地信也君) 日程第2 議会運営委員会報告。  
平成30年9月21日に開かれました、平成30年第3回木古内町議会定例会において調査の申し出がありました、議会運営に関する件についての報告を求めます。  
議会運営委員会 委員長 2番 新井田昭男君。  
○2番(新井田昭男君) 2番 新井田昭男です。  
平成30年12月13日 木古内町議会 議長 又地信也様。木古内町議会議会運営委員会 委員長 新井田昭男。  
議会運営委員会報告書。  
平成30年第4回木古内町議会定例会開催にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。  
記 1. 会議開催状況。  
会議開催状況につきましては、12月11日に開催し、欠席委員はおりませんでした。  
2. 平成30年第4回木古内町議会定例会における議会運営について。  
(1) 今定例会の会期については、12月13日から12月14日までの2日間としたい。  
(2) 議事日程については、別紙配付のとおりである。  
議事日程番号9から18までは一括議題とする。  
なお、重要な案件については議会運営委員会を開催することとし、議事日程の追加や変更



は議長に一任する。

(3)付議案件は、議案12件、承認1件、発議案1件、意見書案2件である。

(4)一般質問者は3名であり、通告順により質問者ごとに行うこととする。

以上でございます。

○議長(又地信也君) ただいまの、議会運営委員会委員長の報告に対する質疑を許します。  
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、報告を終了いたします。

## 会 期 の 決 定

○議長(又地信也君) 日程第3 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員会委員長より報告のとおり、本日から12月14日までの2日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議ないものと認めます。

よって、会期は本日より12月14日までの2日間と決定をいたしました。

## 議 長 諸 報 告

○議長(又地信也君) 日程第4 議長諸報告。

議長諸報告につきましては、別紙配付のとおりでありますので、これを省略いたします。

## 総務・経済常任委員会所管事務調査報告

○議長(又地信也君) 日程第5 総務・経済常任委員会所管事務調査報告。

平成30年9月21日に開かれました、平成30年第3回木古内町議会定例会において調査の申し出がありました、総務・経済常任委員会所管事務調査についての報告を求めます。

総務・経済常任委員会 委員長 3番 平野武志君。

○3番(平野武志君) 3番 平野武志です。

平成30年12月13日 木古内町議会 議長 又地信也様。木古内町議会 総務・経済常任委員会 委員長 平野武志。

総務・経済常任委員会所管事務調査報告書。

総務・経済常任委員会の所管事務調査について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

記 1の会議開催状況につきましては、11月8日、12月4日、2回の開催で、欠席委員はおりませんでした。

2. 所管事務調査項目につきましては、(1) のまちづくり新幹線課から (4) の病院事業まで、4課8件の調査事項で、内容は記載のとおりでございます。

記 3の調査報告。

総務・経済常任委員会所管の事務について調査を行った結果、当委員会として次のとおり報告いたします。

(1) 国民健康保険病院事業会計及び高齢者介護サービス事業会計の上半期収支状況について。

国民健康保険病院事業会計の上半期収支状況は、前年度との対比がほぼ同様ながら、利益が回復し黒字経営である。他市町の病院事業の多くが赤字で経営している実態を考えますと、職員の努力の成果であり、大変評価に値します。

その一方で、入院患者は、5年前から比べると約26%の減少、外来患者については横ばいではありますが、町村別や科別に見ると減もあり、まだまだ患者の安心と信頼を得るには課題克服が必要であります。当病院は、地域包括ケア確立のために中心となる施設であり、引き続き在宅医療の拡充や介護との連携を進めるにあたり、「医師や看護師の確保」、「患者ニーズの把握と推進」、「安定経営」、この三つをテーマに掲げ、住民に対する信頼性の向上を望みます。

高齢者介護サービス事業については、当初計画より入所者が大変大幅に少なく、大変厳しい収支状況であります。特別養護老人ホーム恵心園との合併初年度であり、業務も多忙であることは理解しますが、介護職員の不足もあわせ、課題を見直し改善することを望みます。

(2) 公民館、スポーツセンターの設備改修についてです。

平成30年12月13日の第4回定例会に当該施設に係る設備改修の補正予算を上程するとの報告が、12月4日の常任委員会において報告がありました。公民館、スポーツセンターについては、建設から40年以上経過しており「公共施設等総合管理計画」の2年目であります個別調査が進む中で、施設の長寿命化や避難施設として機能を充実させることについては理解します。また、その財源についても担当課と連携し起債充当を図っています。

しかし、総額約3億円の大規模な改修工事にも関わらず、補正提案直前での報告であったため、十分な議論には至っておりません。このような案件については、計画段階からしっかりと議論をし、より多くの町民の意見を反映させるべきであり、議論がしっかりと行われないうまま議会上程されることは、議会並びに町民軽視であり誠に遺憾であります。このことによりまして、本日、本会議での可否については、起債年度、条件等も考慮しますと大変難しい判断となります。第6次振興計画を反映していない内容もあり、定例会後も引き続き調査項目としたい。以上です。

**○議長(又地信也君)** 総務・経済常任委員会委員長の報告が終わりましたが、この委員会は全員よる委員会でありますので、質疑を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 異議ないものと認めます。

以上をもちまして、報告を終了いたします。

## 行 政 報 告

### ○議長(又地信也君) 日程第6 行政報告。

町長及び教育長諸報告につきましては、別紙配付のとおりであります、町長より行政報告がありますので、これを許します。

町長。

### ○町長(大森伊佐緒君) 皆様、おはようございます。

平成30年第4回定例会にお集まりをいただき、誠にありがとうございます。行政報告が4件ございますので、ご報告を申し上げます。

#### 1. 火災の発生について。

平成30年10月7日午前2時37分、新道地区の住民より「火事」との119番通報があり、消防車が出動しております。

現場到着時には、既に住宅全体に火が回っている状態でしたが、この家の住人の安否を確認し、直ちに消火活動をはじめた結果、午前4時15分に火の勢いが収まり、午前5時3分に鎮火となりました。

本火災による人的被害はなく、住宅一棟と物置一棟が全焼しましたが、出火原因については判明しておりません。

損害状況につきましては、焼損延面積が103㎡、建物損害額が約264万円となっております。

本火災での出動は、消防車両6台、消防職員17名、消防団員14名でございます。

なお、本火災の被災者には「木古内町り災者救護条例」に基づき、見舞金30万円を給付しております。

また、被災者は現在、特別養護老人ホームいさりびに入所しております。

#### 2. 北朝鮮籍木造船の漂着について。

平成30年11月9日、午後0時30分頃、木古内町字札苅136番地6地先の海岸に、北朝鮮籍の木造船が漂着しました。

当日は、住民のかたから役場に連絡があり担当職員が現地を確認し、木造船が船底を上を逆さまの状態では浜地に漂着していることなどを、函館海上保安部と木古内警察署に連絡をしております。

午後1時30分には函館海上保安部、木古内警察署、役場と3者による現場確認を実施し、乗船者がいないことを確認し、その後、船体に張り付いている白い看板と赤文字による表記を確認し、北朝鮮籍の木造船である確率が高いと判断しております。

午後3時には木造船を護岸付近まで引き上げるため、建設重機を手配しましたが、当日の悪天候と建設重機の容量が小さく、また日没のため当日の作業を中止し、翌日以降としました。

一方、北海道環境生活部に海岸漂着物の除去に係る補助金の確認をしましたが、ここ数日間に、道内では多数の木造船が漂着しており、除去に要する補助金が不足しているとの回答を得ております。

町といたしましては、解体処理について、処理費用に伴う道補助金の準備が整う次年度を待つこととし、翌日以降の作業を中止し、次年度早々に実施することにいたしました。

木造船に関しては、沖に出ないようにロープで固定し、注意喚起の看板を設置の上、札苅町内会長や近隣の住民の皆様には4月までこの状態で、管理することのご理解をいただきました。

また、11月に開催した町政懇談会において、木造船には近づかないようお願いをしております。

なお、11月15日付けで、函館海上保安部から正式に北朝鮮籍の木造船である旨の回答をいただきました。

今後は、担当職員が随時周辺の見回りを行い、木造船の状態について確認するなど、住民の安全確保に努めてまいります。

### 3. 江戸川区立下小岩第二小学校からの募金について。

昨年の平成29年7月31日から8月2日までの3日間、木古内町と東京都江戸川区との交流事業で体験学習に参加された、江戸川区立下小岩第二小学校の6年生児童39名が、9月に発生した北海道胆振東部地震で、当町全域が長時間停電になり、冷凍食材の廃棄など、被害が出たことを心配し、お世話になった木古内町のお役に立ちたいと、6年生の発案により、全校児童で募金活動を行い、集めた募金の総額3万5,000円を11月5日に町に送ってくれました。

町では、電池式の防災ラジオ5台を購入し、各避難所での情報収集に役立てる防災備品として位置づけることを決め、残金は日本赤十字社へ、江戸川区立下小岩第二小学校名で震災の義援金として、寄付をさせていただきました。

なお11月19日、町長が上京した際に同校を訪問し、直接並びに篠原 一学校長にお礼をいたしました。

この様子は、ローカルテレビの江戸川区民ニュースと、読売新聞の江戸川区版で取り上げていただいております。

### 4. 交通事故死ゼロ2,000日の達成について。

当町において、平成30年12月1日に「交通事故死ゼロ2,000日」を達成いたしました。

この記録は、平成25年6月11日から、約5年6か月の期間を要したことになり、当町では過去最長の記録を更新したことになります。

今月、12月5日には北海道知事から感謝状、並びに北海道交通安全推進委員会からは表彰状を受賞しております。

住民の皆様には、町民総ぐるみでの交通安全啓発の実施や、高い意識を持った交通安全活動など、これまでの努力が大きな成果となりましたことに、心より感謝を申し上げます。

今後も、「交通事故死ゼロ」を目指し、交通安全運動を進めてまいりますので、住民の皆様には引き続きご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上で、行政報告を終わります。

**○議長(又地信也君)** 町長より行政報告がありました。質疑がございましたらこれを許したいと思います。

質疑ありませんか。

5番 相澤 巧君。

**○5番(相澤 巧君)** 5番 相澤 巧です。

このたびの火災については、真夜中風が強い中でありましたけれども、消防職員、団員の

皆様のお力で住宅が全焼したにも関わらず、近隣が離れているとはいえ類焼もなく、住民のかたには怪我もなかったとのことでホッとしておりました。ただ、今回の火事について、サイレンが聞こえなくて知らなかったという方々が結構おられます。防災無線のサイレン、これについてもうちょっと考えなければならないところがあるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長(又地信也君) 副町長。

○副町長(大野 泰君) ただいまの相澤議員のご質問にお答えをいたします。

過去より夜中の防災放送につきましては、個別受信機を使わないというような手続きになっております。お休みになっているかたを起こしてしまうということもありますから、以前そういった苦情もございまして、そういう取り扱いをしております。

また、この火災が発生した当日は、台風が近づいているということの強風下でありました。

20m以上の風が吹いているという中で、屋外子局での放送はなかなか伝わらなかったというふうにも認識をしております。私自身も自宅におったのですが、防災放送はと言いますかサイレンは聞こえなかった状況であります。強風下におけるこの屋外子局のあり方については、今後も調査を進めながら、なるべく町民の皆さんに届くように努めてまいりたいというふうに思っておりますが、どの程度の強風で届かないのかということも試験が必要かなと思っておりますので、その辺も調査をしてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長(又地信也君) ほかにございせんか。

6番 手塚昌宏君。

○6番(手塚昌宏君) 6番 手塚です。

北朝鮮の船籍の処理について、ちょっと伺いたいなと思っております。

私も現場をちょっと見させてもらったのですが、極めて波打ち際に近い状態で、ロープで係留はされておりますけれども、見た限りでは景観にも悪いですし、波がちょっと高い場合は流出する恐れもあるのかなと思っております。

先日、新聞等拝見いたしますと、各町村ではもう既に処理が終わった部分もかなりの町で松前、それから上ノ国等でもなんか処理終わったようなことが書いてあります。

また、木古内町では予算が道費がないということで、処理はできませんよということですが、あの波打ち際にあの状況であれば、例えば高波等でその船がまた流出したとか見えなくなってしまった時には、なかったものはないのですけれども、一回あのように陸に上がってしまったものは、今度流出されてしまえばさらに調査、例えば引き上げ等経費もかかることだと思います。いまあの場所にあるうちに処理できれば、定期的にも安く終わるのかなと思っておりますけれども、道費が予算がないということでございまして、町の予算で先行して処理し、後ほど道からの支援を受けるというような運びにならないのかお伺いしたいと思います。

○議長(又地信也君) 産業経済課長。

○産業経済課長(片桐一路君) ただいまの手塚議員のご質問でございます。

まず、お金が200数十万かかると言われております。まず、200数十万のお金をやはり単費で処理するということについては、かなりのリスクもあるというふうな感じをしております。付近の住民の皆さんにもこの状態のまま4月まで町のほうで管理をしますけれども、4月まではこの状態のまま何とかお願いしますということをお伝えしたところ、札苅町内会

長さんも含め、近隣の住民の皆さんも了解をいただいた経緯がございまして、それで新年度ということで補助金が確実に付く状況の中で、町としては申請をエントリーをするという判断をしたところです。

まず、管理の状態ですけれども、基本的にはロープでしっかりと括っていますので、相当な時化がなければ大丈夫だというふうな判断をしております。

また、船内のごみ等につきましても、担当職員が随時見回りをしておりますので、その状況を判断しまして、ごみ拾いですとかもやっております。

したがいまして、町とすればですけれども、あくまでも新年度予算で処理をしたいという考え方でございます。

**○議長(又地信也君)** 6番 手塚昌宏君。

**○6番(手塚昌宏君)** 内容はある程度わかるのですけれども、例えばあれが先ほども言われましたように、ロープで固定しているから流出はしないだろうということですが、想定以上の波等ありましたら万が一ですけれども、流出した場合、漁家にも影響があることと思えますし、流出させてしまった、見えなくなったからあといいということじゃないと思います。もう一回上がってしまったものは、見えなくなったからあといいんじゃないくて、搜索とか引き上げとかそういうことになればいま言ったように200万円の金額で終わらない、それ以上のものがかかるかもしれませんし、引き上げについては道費で全て賄われるような報道にもなっておりますけれども、そういうような事態にならないように、いまのうちに目の前にあるうちに、処理何とか町で処理していただいて、後ほど経費については道から受けるというような格好にならないのか、もう一度答弁をお願いします。

**○議長(又地信也君)** 副町長。

**○副町長(大野 泰君)** ただいま産業経済課長から報告があったわけですが、北海道のほうで持っている予算につきましては、既に枯渇と言いますかことは昨年に比べて10倍以上の北朝鮮籍の漂着があるという中で、先行してと言いますか早い時期に来た地域については、補助金が付き指令を受けて解体ができていくという現状です。北海道に問い合わせをしている中では指令、いわゆる決定をしてからでないで解体してはだめですと。指令前着手は認めませんというふうなそういう回答をいただいていたものですから、何とか4月はじめに新年度予算で道のほうにも補助を付けていただいて、決定をして取り組むということで進めたいというふうに思っております。付近の住民のかた、あるいは町民のかたが不安に思うというのは確かにありますし、また流出する可能性がないかといえばしっかりと固定をしていますので、いま現在はそれはないというふうに判断をしておりますので、今後も管理を徹底しながら4月に向けて解体をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

**○議長(又地信也君)** 6番 手塚昌宏君。

**○6番(手塚昌宏君)** 6番 手塚です。

いま副町長からもお話ありましたとおり、新年度の予算でなければできないということでありますので、4月までの長い時間になりますので、くれぐれも流出等のないように十分管理していただきたいと思っております。以上でございます。

**○議長(又地信也君)** ほかに。

(「関連」と呼ぶ声あり)

3番 平野武志君。

**○3番(平野武志君)** 3番 平野です。

いまの手塚議員の質問の答弁に対して関連で再質問させていただきますが、北海道から指示があると。指令前、あるいは予算付けが決定するまでは解体するなということの指示をいただいたということですが、その根拠って何なんでしょうか。我々としてみると、地域にそのような不審物があって、手塚議員が散々言われたような危険もあり、あるいは近寄るなという管理するといったって、びっちりそこに職員が付けるわけではありませんから、地域のかたあるいは子ども達が興味本位で行った時に、怪我をする危険性もありますし、またこの2ページに書いてあるとおり、担当職員が随時周辺を見回りを行うということですが、これだけの手間もかかるのですよね。であれば当然町としては、先行で町が立て替えたとしても後に補助金を付けてもらうということが理想だと思うのですが、道の指示に従っているという答えですが、その根拠。道から説明を受けた根拠をちょっと教えていただきたい。

それと、解体費が200万円以上かかるということですが、それは地元の解体できる業者さんに見積もりを取った上ですか、それともこれまでの事例の中での算出の金額なのかもあわせて教えていただきたい。

**○議長(又地信也君)** 副町長。

**○副町長(大野 泰君)** ただいまの平野議員のお尋ねにお答えをいたします。

金額につきましては、解体費用につきましては、後ほど産業経済課長のほうから申し上げます。この北朝鮮籍の漂着船に関する解体支援につきましては、国のほうから9割で、北海道から1割という予算付けになっています。北海道も国のほうからの交付金を要求するというので、そういった中では道の独自の予算でやっているわけではないものですから、国のほうの指示を受けながら来年度というようなそういう判断をしたというふうに道のほうからは伺っております。このようなケースの場合、事前着工をして後ほど補助金をいただくという手続きもあろうかと思うのですが、年度を超えるということもありますと、国のほうが年度内の補正予算で取り組んでももらえないと年度を超えて、前の年度に対して補助をするというのは、これ会計法上難しい話になりますから、いまは北海道の方針、指示に従って解体を4月に進めるという考え方でおります。

**○議長(又地信也君)** もう1点、産業経済課長。

**○産業経済課長(片桐一路君)** まず200数十万かかるという根拠ですが、こちらは業者さんのほうに見積もりをいただきました。ほかの市町村の船よりは、幾分大きい船でございまして、あとやはり重機の容量が結構必要だということもありまして、200数十万というお金になっております。以上です。

**○議長(又地信也君)** ほかに。

8番 鈴木慎也君。

**○8番(鈴木慎也君)** 8番 鈴木です。

関連して2の北朝鮮の木造船の件について、質問いたします。

手塚議員、平野議員の質問と私も同じ思いで200万円ぐらいであれば先にといいはあるので、それは一度もう答弁いただいていますので、お聞きするのは処理方法について確認したいと思っております。

札苧町内会の町政懇談会の中で、大森町長から町内会の皆さんにこの件で報告がありました。その時、焼却という処理方法で発言をされていたのですが、この木造船に関しては私が考える限り、長い時間海水含んでいますので、いわゆる焼却での処分。釜も塩使っていますから傷むと思うので、そうすると処理と言っても解体して、埋め立ての最終処分なのか、それとも塩を含んでいても焼却できる最終処分なのか。ちょっと処理方法について、そこまで把握されているかされていないのかちょっとわからないのですけれども、現状どのように認識されていますでしょうか。

○議長(又地信也君) 産業経済課長。

○産業経済課長(片桐一路君) まず、処理方法につきましては、基本的には木造船ですので、一般廃棄物という扱いになります。一般廃棄物であれば当然、持ち込んだ場所で焼却という形になるかと思えます。以上です。

○議長(又地信也君) 8番 鈴木慎也君。

○8番(鈴木慎也君) 一般廃棄物ということですがけれども木造船、国でも道でもある程度スペックと言いますか把握されていると思えます。その一部では有害な塗料、若しくは有害なものを使って船の木の隙間を埋めているんじゃないかとかいうような情報も一部であります。本当に一般廃棄物で処理をして大丈夫なものなののでしょうか。いま一度答弁お願いします。

○議長(又地信也君) 産業経済課長。

○産業経済課長(片桐一路君) 実際にもう既に、解体をしているところもありますので、そこら辺の事例を確認をさせていただきたいと思えます。

○議長(又地信也君) ほかに。

2番 新井田昭男君。

○2番(新井田昭男君) 2番 新井田でございます。

私のほうから、三つ目の報告いただきました江戸川区からの義援金の件に関してでございます。

江戸川区に関しては、実は町長も含めて我々議員も11月に表敬訪問を兼ねて、大変おもてなしをいただいたところでございます。そういう中で、非常に心遣いをいただいて、義援金をいただいたということで、町長もこれ11月の5日の日にこういう形になって忙しい中、19日に学校やらそういう部分の対応してくれたということで、大変スムーズな対応をされたんだなというような形で思っております。

江戸川区に関しては、非常に印象に残っているのは、はじめて私ども昨年11月お世話になったのですけれども、非常に本当のおもてなしをというかそういう気持ちで職員の皆さんからも、そしてたまさかそのあとに区議の皆さんが全員でなかったのですけれども、いろんな形で接していただきまして、そんな非常に好感の持てるイメージがございます。

そういう中で、小学生がわざわざこういう形で送っていただいたと非常に貴重な義援金で本当に感謝をしているところなのですけれども、実はそこで感じましたのは、我々も当初お世話になって議会としてもこういう情報の一報をいただければ、もちろん町長行ってありがとうございましたはもちろんそうでしょうけれども、議会としても何らかのメッセージでも同封していただいて町長に持って行ってもらって、謝意を表すこともできたんじゃないかとそんなイメージを持っています。



今後、やはりこういう事例というのではないわけではないと思います。我々がいまこういう立場にいるとかどうかはわかりませんが、今後やはりそういう形でお世話になった時はお世話になった形で、何かしら謝意を表すと。これは、やはり道理でございますので、そういう情報をひとこと申し添えていただいて、今後にまた続けてもらいたいなとそんなふうにならなうにちょっと思っているところでございます。

たまさかこれことしの8月に体験観光で、同僚議員のホームステイ何人かされているということも聞いています。こういう時にも我々議員も含めて、何かしらの情報をいただければ何ができるのということだと思えるのだけれども、なんかの形でこういうホームステイされた生徒の皆さんに、多少配慮もできたのかなというそういうこともちょっと感じたものですから、要望として今後やはりこういうことがありましたら議会にも報告いただいて、町としてそういう形で御礼なりをしたいなとそんなイメージがあったものですから、町長、どうでしょうかその辺。今後の要望もあるのですけれども、その辺の今後のあり方を一つ、言える範囲でご答弁いただきたいのですけれども。

**○議長(又地信也君)** 副町長。

**○副町長(大野 泰君)** ただいま新井田議員から江戸川区との強い、そして深い連携ということでのお話でございました。議員の皆さんが昨年、訪問をされてということもございましたので、そういう面では下小岩第二小学校さんのほうから義援金ということのお話をいただいた時に、議会のほうにもお知らせするというのを配慮をしなければなかったのかなというふうにいま思っております。

今回についてはできなかつたのですが、今後、我々毎月管理職会議を行いまして、行動日程なども話をしておりますので、議会事務局長のほうからそこは議員の皆様にもお知らせをしていただいて、そしてどのような手続きを取るのか、議会としての考え方をまとめていただければありがたいかなというふうに思います。そのようなツールとして、管理職会議での連携を進めてまいりたいというふうに思っております。

**○議長(又地信也君)** ほかに。

3番 平野武志君。

**○3番(平野武志君)** 3番 平野です。

先ほど関連の中であわせてすれば良かったのですけれども、順番からいって4番目なのであとのほうがいいかなということでちょっと離れてしまいましたけれども、4番の交通事故死ゼロ2,000日の達成についてでございます。ここにも記載しているとおり、当町で過去最長の記録更新ということで、大変喜ばしいことですし、今後も続いてほしいなという思いがあります。

これまでも2,000日までいかないにしても交通事故死ゼロ何日、何日節目のたびに今後も気を付けましょうということで、報告いただいてきていたのですけれども、その都度残念ながら起こってしまう死亡事故の事例というのは、他市町のかたでしたり、工事現場のかただったりがこの木古内町以外でも多いのかなと感じているところなのです。

先日も死亡事故にはつながらなかったのですけれども、泉沢地区で大きな追突事故がありまして、トラックなのですけれども、その現場は横断歩道を学生が朝渡っていて、信号に止まっているところに車列にトラックが突っ込んでいって、3台の追突事故があったのです。

真ん中のトラックのかたは、結構激しいスピードで突っ込まれたので、前の車に挟まれて

レスキューが来るまで出られなかったという大変命の危険にも関わるような事故だったので。それ以外にも人身にはならなかったのですが、工事関係車両どこの業者か存じていないのですけれども、かなりのスピードで走っていて、物損事故を起こしてしまったという事例を2件ほど自分では把握しています。そのことから考えますと、これまで新幹線開業に向けての工事が動き出した頃はたくさんの業者が来られて、その業者の方々に商工会員からの要望もあって、町は地元企業を使ってくださいという要望を丁寧に回るとともに、交通安全についてもあわせて町長自らの声であったり担当課のかたであったり、要望していた経緯があると思うのです。ここ最近、業者もだいぶ減ってきたのはあるのですけれども、実際少なからずよそから来られている業者のかたいると思うのです。私の偏見で見るとはあれなのですけれども当然、安全運転されている業者も多い中、一部の業者がやはり危険運転をされているかたがいるのです。再度、そのような情報収集もあわせてですけれども、そのような業者の方々に改めて、交通安全のお願い、打診を町からぜひ回っていただきたいと思うのですけれどもいかがでしょうか。

これは先日、地域でいまも高規格道路が泉沢地区の山のほうで行われているのですけれども、町政懇談会の際に泉沢からの要望で、工事のあとの道路がかなり汚れているよという声があって、行政側から伝えてもらった経緯があると思うのです。その際も懇談会から何日後でしょうか、すぐ次の日ぐらいから掃除車、何というのですか掃除する車を用意して、すぐ対応してくれた経緯があるのです。町が真摯に丁寧に伝えると業者さんは、きちんとそのように実行してくれると思いますので、先ほど申し上げた交通安全について、町のほうから各業者に回っていただきたいと思うのですけれどもいかがでしょうか。

**○議長(又地信也君)** 副町長。

**○副町長(大野 泰君)** 工事車両、特に高規格道路関連の工事事業者につきましては、この地域で木古内地域で業務を行っている事業所の中で、連絡会議というのを設けられているというふうに従っておりまして、その幹事会社もあるというふうに聞いておりますので、そちらのほうにまずしっかりと交通安全ということでの事故防止対策をしていただくように申し上げていきたいというふうに思います。

また、それぞれの交通安全運動期間につきましては、啓発活動を行っているわけでありまして、防災無線でも流しておりますけれども、さらに啓発ということでは防災無線を多めに流していくということも必要かと思っておりますので、その点については検討してまいりたいというふうに思っております。

また、特定と言いますか走行車両でどこのどのようなかたが乗っている、あるいは会社名等がわかればお知らせをいただければ、そちらについても随時対応をしてまいりたいというふうに思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

さらに、札苅・泉沢・釜谷地区の町内会等にも協力をお願いするように、周知をしてまいりたいというふうに思っております。以上です。

**○議長(又地信也君)** ほかに。

(「関連」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 2番 新井田昭男君。

**○2番(新井田昭男君)** ちょっと関連ですけれども、いまのこの交通事故死ゼロ2,000日ということで、非常に各町内会も含めて啓発活動、これのある意味じゃ成果も相当あるんじゃない

ないかというような認識をしております。

そういう中でこういう大きな節目、あるいは中で、ちょっと感じていることは、みそぎ浜の監視塔がございますよね。あれの活用ってどうなっているのかなというような疑問がありまして、やはりこういう2,000日だとか何とかという垂れ幕を垂れ幕がいいのかわかりませんけれども、もう少しドライバーにアピールできるようなそういうやはりシステムというか施策をちょっと考えるべきじゃないのかなと。あるいは、いまの時期だと飲酒運転、よく根絶、根絶ということでやっているのですけれども、我々町内会もことあるごとに回覧でそんなことでやっているのですけれども、町としてもああいう施設を活かして、やはりドライバーにアピールすることも必要じゃないかと思うのですね。だから、大いに見ているとほとんど監視のかたもないみたいですし、なんかもったいないなというイメージは当然あるのですね。だから、こういう機会をやはり上手く利用することも大事かなとそんなふうになんかちょっと思っているのですけれども、日替わりで日めくりみたいな形で、2,001日なら2,001日だとか、そういうこともやはりやるべきかなというふうには思うのですけれども、その辺の見解を言っただけませんか。

**○議長(又地信也君)** 副町長。

**○副町長(大野 泰君)** 交通安全監視塔の利活用についてということでのお尋ねでございます。町としまして、交通安全推進委員会と管理をしていると言いますか所有している安全協会のほうと連携をしながら随時、交通安全週間などでの啓発活動は行っているのですけれども、それ以外についてもどのような形で、さらに連携していけるのかということは、安全協会のほうと協議をしてまいりたいというふうに思っております。

**○議長(又地信也君)** よろしいですか。

2番 新井田昭男君。

**○2番(新井田昭男君)** いま副町長から協議をしていくということですので、それはそれでぜひお願いしたいということで、やはり行動に出してもらいたいですね。それは決してマイナス思考でございませんので、プラス思考でございますので、協議の中でやっていくのだということをぜひ期待しておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

**○議長(又地信也君)** ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** ほかに質疑がないようですので、以上をもちまして、行政報告を終了いたします。

11時まで、休憩をいたします。

<b>休憩</b>	<b>午前10時54分</b>
<b>再開</b>	<b>午前11時00分</b>

## 一 般 質 問

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第7 一般質問。

これより一般質問を行います。

一般質問につきましては、お手元に配付の通告書によって行うことにいたします。

はじめに4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) 4番 竹田 努です。

一般質問をいたします。

高齢者にやさしい「まちづくり」施策について。

大森町政5期の集大成の中で新たな事業、施策を検討していることと思います。

今日まで、大規模な事業、新幹線関連事業、公共施設の耐震改修、企業振興事業等もほぼ終了し、今後は安心して暮らし続けられる「まちづくり」施策が必要ではないでしょうか。

なかなか人口減少に歯止めがかからず、高齢者を取り巻く環境も変わってきています。

そこで、高齢者とともに歩む「まちづくり」が急務と考えていることから、下記の3項目について町長の考えを伺います。

1点目ですが、高齢者の交通事故等が多発しており、家族からの勧めでやむなく運転免許を返上するかたも増えています。

これらの状況により高齢者は、健康のため行ってきたパークゴルフ、買い物等の移動に苦慮されています。町民からコミュニティバス等の運行を求める声も出ていることから、曜日等を特定して医療バスの利用緩和、またはワゴン車等を使っての試行運行で、実態を把握すべきではないでしょうか。

2点目ですが、火災によって高齢者の尊い命が失われる記事が目につきます。最悪の事態にならないため、高齢者の安心、安全、予消防施策として、高齢者で一人暮らしのかたや障害のあるかた、認知症のかたなどへ「火災報知器」の設置を配布すべきと考えます。

3点目については、高齢者のインフルエンザ予防接種についてであります。

疾病の予防策、受診率の向上、医療費の抑制にもつながることから、無料化にすべきと考えますが、この3点について町長の考えを伺います。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 4番、竹田 努議員のお尋ねにお答えをいたします。

高齢者にやさしい「まちづくり」、これについて3点に分けてお答えをしたいと思います。

1点目は、当町の高齢化比率を考慮しますと、今後も、運転免許証を返上するかたは多くなると思われます。

返上された方々が移動手段として利用する道南いさりび鉄道・函館バス、これらが運行しておりますが、駅までの距離感ですとか、バスの運行本数などによりまして、利便性をあまり感じないというかたもおられると認識をしております。

このため、これまでも医療機関送迎バスの利用について検討をしておりますが、病院受診者に影響が出ることを懸念されるという理由から、いわゆるコミュニティバスとしての運行はできないとこのように考えております。

したがって、ほかの市町村における地域公共交通の状況を踏まえつつ、地域の声につ

いて確認し、課題があれば解決に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、火災に伴う火災報知器についてのお尋ねでございますが、住宅用火災警報器につきましては、消防法により各住宅に設置が義務づけられております。当町におきましては、消防署の調べで、約6割の住宅で設置をしております。

警報器の果たす役割を考えますと、全戸での設置が求められますので、未設置の住宅への配布につきましては、既に設置をしている住宅との公平性にも十分配慮し、引き続き防災行政無線などで啓発を進め、設置を促してまいります。

次に、高齢者のインフルエンザ予防接種につきましては、予防接種法に基づき、町内の医療機関で実施をしており、自己負担金を1,000円、また生活保護者は無料としております。

インフルエンザの重症化防止には、ワクチン接種が有効であると認識をしておりますので、一人でも多くの高齢者にワクチン接種をしていただきたいと願っているところでございます。

お尋ねの高齢者のインフルエンザ予防接種の無料化につきましては、接種者の増加に多少の影響があるかもしれませんが、現在、接種率が高くなっていることを考慮しますと、これまで以上に実施方法あるいは接種勧奨などを研究して、接種者の増加につながるよう努めてまいります。以上でございます。

**○議長(又地信也君) 再質問。**

4番 竹田 努君。

**○4番(竹田 努君)** 町長、1点目の医療バスの利用緩和というかその考えですけれども、確かに医療バスの乗車の実績を見ますと、ほぼ医療バスが満杯というかいっぱいの時もあれば、余裕のある時もあるようであります。ですから、まずはその実態をそういう希望するかたがいるかどうか。特にやはり考えるのは、札苅・泉沢・釜谷、医療バスの運行にあわせた部分のかたが、やはり町長も理解しているようにいさ鉄、函バスも運行していますけれども、なかなか停留所の関係だとか時間帯の関係で、なかなか利用の実態とかみ合わないという声も聞いています。まずは、その辺のここに記載しているように、曜日を特定をして、一番データ的に何曜日が例えば医療バスの余裕があるんだというそういう部分を調べて、まずは試行してみる。それで、例えば利用の動向がどんどん増えてくるような状態なのかそうでないのかということ把握して、それから最終的に医療バスの利用緩和を断念するということになるのが望ましいのかなど。確かに医療バス、目的のバスですから、病院を利用するかたに影響が出るようであってはやはり困るというのは、我々もそういう認識をしていますから、その辺もう一度試行運転をして実態を把握してみるというふうにならないのかどうかということについて、再度答弁をお願いします。

それから、火災報知器については、確かに既に設置をしているかたとの差が出るから実施はできないというふうに聞こえるのですけれども、私はやはり心配なのは、今回の行政報告ありました火災についてもほぼ通報を受けて、消防車が駆けつけて消火をして、町長も現場を確認していると思うのですが、ほぼ全焼、柱も残っていない状況なのですよ。やはり何と言っても火災は、早期発見だろうというふうに思うのです。ただ、10月の火災のかたも若干の認知があるように我々聞いておりますけれども、特に障害者・認知症のあるかたについては、100%設置をしてもらう。例えば設置勧奨、あるいは町ではそのかたに対して、確かに既に設置済みのかたとの差があるにしても、やはり尊い人命を一つ間違えば、それがやは

りこの福祉都市木古内の一つの良い目玉として、施策として、検討していただけないかなというふうに思っています。私は、やはり特に今回第6次の振興計画のちょうど折り返し地点でもあるこの時期なのですよね。やはり何か福祉都市のそういうものを検討してもいいのかなと、ちょうどいま予算編成の時期でもありますので、その辺再度再考できないものかなというふうに思います。

ただ、インフルエンザのこの無料化についていろいろ実態を見ますと、高齢者の約半数のかたがインフルエンザの予防接種を受けているという29年度の実績の中でも出ています。そのうち、後期高齢のかたの受診率が多いということも伺っています。ですからそういうことも含めて、高齢者65歳からに線引きをするか、例えば80がいいのか85歳がいいのかと。やはり高齢になってきますと風邪、インフルエンザだとか風邪がもとで、いろんな大きな病気にもつながるという要素等もありますから、予防策としてもそういう年齢の線引きだとか、実施をするラインによっては、そんなに費用もかからないのかなというふうに思いますので、これについても再度検討していただけないかということ町長の考えを求めます。

**○議長(又地信也君)** 町長。

**○町長(大森伊佐緒君)** 3点につきまして、ご説明いたします。

最初の医療バスの関係でございますが、これは議員のお尋ねにありますように実態調査、またしてみたいと思います。いま2018年ですから2年前、2,016年の時に調査をしております、この調査は木古内町日常生活圏域ニーズ調査ということで、お買い物はどんなふうにしていきますかとかこういうような質問をして、その中でその当時同様のお尋ねがありましたが、その時期では必要はないとこのように判断しております。あれから2年経っておりますので、そんな調査も必要になってくると思います。

ただ言えますのは、議員もお尋ねにされていたように、目的が患者様の輸送という大きな役割がありますので、それを阻害することのないような動きをしなければならないというのは、ご理解いただけたと思います。

二つ目の火災報知器でございますが、確かにご指摘がありましたように、現在付けているかたはご自身で負担されている。付けていないかたに無償で提供しましょうと、あるいはお安くしましょうというのは、不公平感を感じるというのは、確かにその中にはあります。

しかし、お尋ねにありますように、体に障害を持つかたとかこういった世間的には弱者とこのように呼ばれている方々に対しては、何らかの方法があるのではないのかと考えますので、もう一度勉強させていただきたいと思います。

3点目のインフルエンザの接種でございますが、これはご指摘がありますように、年代が高くなるほど受診率が現在上がっております。例えば90歳代ということになりますと、8割以上のかたがインフルエンザの予防接種をされていると。あと2割についてはそうではないのですが、また70歳以上は50%以上ということで、極めて高くなっておりますので、これはこのままで十分対応が可能かと思っております。

**○議長(又地信也君)** 残り2分ちょっとです。

4番 竹田 努君。

**○4番(竹田 努君)** 1点目の医療バス、これ試行をしてみて実態把握をしていただけたらということの確認でいいのかなのか、そこ1点。

**○議長(又地信也君)** 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 2年前に行った調査と同じになるかどうかわかりませんが、実態調査はいたします。

○議長(又地信也君) 一般質問を続けます。

次に2番 新井田昭男君。

○2番(新井田昭男君) 2番 新井田昭男でございます。

大項目で二つ、質問とさせていただきます。

まず一つ目でございますが、防災対策強化での防災課の設置をということでございます。

東日本大震災以降政府の防災対策や、全国の各自治体の防災認識が大きく変革を遂げている中、近年地球規模で異常気象による大きな災害が発生となっている。

地球温暖化の中、毎年発生し北上する台風では、これまでの定説であった「北海道には強い台風はこない」は、もはや通用しない状況にあります。

また、最も恐ろしい地震についても今後、北海道東部沖の千島海溝沿いで、東日本大震災に匹敵するマグニチュード9級の巨大地震の発生が「接近している可能性が高い」とする評価結果を政府の地震調査委員会がまとめております。30年以内の発生確率は最大で40%とし、いつ起きてもおかしくない状況だと受け止めるべきで、政府や自治体は防災体制の強化を急がなければならないと警鐘を鳴らしております。

我が町としても過去のデータの蓄積を基に、今後発生し得る災害に対する防災対策のさらなる強化を図るべきと考えます。災害による一人の不幸も見逃さないために、下記の点について町長の見解をお伺いします。

一つは、災害対策強化のため、防災課の設置を必要と考えますが、見解をお伺いしたいと思います。具体的には、マスコミによる自然災害に対する情報やデータ開示、またブラックアウトなど予期せぬ人的被害など、想定を覆すような災害が起こっています。前段、申し上げたようなことも含め、我が町の住民の生命、財産を守るためにも新たに防災課を設けるべきと考えます。

二つ目は、異常気象による木古内川の氾濫などの想定がされる中、危険箇所と考えられる場所にカメラを設置し、リアルタイムで情報収集し、適切な対応はモニター管理とすることが適正と考えるのがいかか。これも台風での強風時や豪雨時での危険箇所確認は、大変な危険を伴います。二次災害を回避するためにも必要な対応と考えます。こういう点からでございます。答弁をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 2番、新井田昭男議員のお尋ねにお答えいたします。

防災対策のお尋ねでございますが、2点に分けてお答えをいたします。

まず1点目は、防災課の設置でございますが、近年の自然災害の増加や深刻化により、防災行政の役割は、極めて重要になってまいりました。

当町におきましては、限られた職員定数の中で、総務課に防災担当主査を配置し、ここを中心に各課との連携を図り、災害警報などに対しては、職員全員体制でその対応に当たっております。

また、通常時は、総務課防災担当主査を中心に、気象台や北海道と連携を図ることをはじめ、異常気象時の対応等を準備すること、防災行政無線の活用や防災訓練の実施、防災備蓄品の管理などを行っております。

さらに、災害発生時においては、災害対策本部を設置し、町長を本部長に町全体で町民の安全を最優先し、その任務に当たることとしております。

したがって当面は、防災課新設は必要ないと思いますが、これまで以上に各課との連携を強め、現在の防災体制をより一層強化してまいります。

2点目は、監視カメラの設置でございますが、現在、木古内川の状況につきましては、河川管理者の北海道が、木古内川にかかっている橋の新幹線の上流に水位計を設置しており、その水位状況は国土交通省「川の防災情報」インターネットサイトで、把握が可能になっております。

北海道では今後、当町におきまして、佐女川みそぎ橋、木古内川吉堀橋、中野川一の橋の3箇所水位計を設置する予定で、今年度につきましては、佐女川みそぎ橋に設置する計画と伺っております。

この水位計でございますが、北海道独自のインターネットサイトで、パソコンやスマートフォンなどで把握することが可能でございます。

異常気象時には、これらの情報収集や、気象台からの大雨・暴風・波浪等の気象情報の提供、さらに函館気象台の台長や、防災管理官とのホットラインなどを有効に活用し、対応している現実がございます。

お尋ねのカメラの設置につきましては、有効な情報収集ツールでありますので、今後、河川管理者である北海道と、カメラの設置について、可能かどうか協議を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

**○議長(又地信也君)** 再質問。

2番 新井田昭男君。

**○2番(新井田昭男君)** いま町長のほうから縷々、ご説明いただきました。

この防災に関しては、ことしも3月定例会の中で、同僚議員からも私のほうからも角度は違いますが、お答えをいただいている状況にあります。

この防災の対応の三原則というのがございまして、当然ながらこれは知っていると思います。まず、疑わしきは行動せよと。一つ目は、最悪事態を想定して行動せよと。もう一つ、空振は許されるが見逃しはNGだよと。この空振は許されるが見逃しは許されないと。この言葉は理解はできていると思いますけれども、いろいろ防災に対して協議した結果、その中でやはり見逃しというのは当然あるわけですよ。いま町長が冒頭おっしゃったように、いま総務課での所管で防災対策をしているのだというようなことは、私も理解しております。

ただ、いままでの事例では、木古内我が町はそんな大きな被害はなく、ある意味じゃ運良くというような言葉が適切かなと思うのだけれども、ことしの21号の台風に関しては非常に対応も良くて、ああいう対応は非常に私も良かったなとそんなふうにとちょっと自分なりの評価をしておりますが、ただこの防災もことし新聞に載りましたことしの漢字、町長も知っていると思いますけれども、「災」ですよ。この「災」というのはご存じのとおり、この1年間この日本でどれだけの犠牲者が出たか。もう片手じゃ当然間に合わないですよ、被害状況見て。こういう状況を考えていくなれば、やはり我が町も道だとか国だとかということも大変これは重要な参考にすべきだと思うし、ただ、いままで見ても我が町独自の防災対策の強化というのは全く感じられない。たまさか例えば21号の避難勧告でも運良く氾濫しないで、雨が降ったというようなこともあるのです。ただ、冒頭に申し上げたように、季節毎に来



る災害というのは、ある程度対応はできます。ただ、いま言ったように地震に関しては、これは冬なのか春なのか夏なのか、まして町長がいる時なのか、ナンバー2がいる時なのか、ナンバー3がいない時なのかわからないじゃないですか。そういう時点をやはり想定していくならば、じゃあ誰が陣頭指揮を取るのですかということですよ。トップ3がいないのに、それは歴代の総務課長がいるから大丈夫だよということなのかもしれないけれども、そんなことじゃないと思うのです。少なくとも我々含めた住民の生命財産を守ることになれば、やはり見逃しというのは当然先ほど言ったように、許されませんよ。

町長にお聞きしたいのは、最近新聞紙上でビジネス・コンティニュイティ・プランといういわゆるBCPというこれご存じですか。私もひもといってみましたのですけれども、これは業務継続計画という日本語で言うならばです。横文字で言うと略してBCP、ビジネス・コンティニュイティ・プラン、こういう新聞記事が載ったのです。これは、災害における段階でいかに最小限に食い止めるか。そのためには、いろんな事前の計画を持たなければだめだよと。

もちろんこれは各自治体だけじゃなくて、大手企業にもこういう事例があるのです。大手企業なるものは、やはり会社を運営していく中で、いろんな例えばグローバルな会社運営の中で、大きな災害があった時に事前にそういうことを設定するわけです、想定するのです。

そういう部分をやらないと最小限には収めきれないのだということですよ。それでもはたして、ゼロか100かという部分ですよ。こういうやはり積み重ねをいまいままからしていけないと、先ほど言ったような地震調査委員会も言ったように、大規模地震が起こるのだと。

いまが良いからいいんじゃないのですよ、町長。先をやはり見据えてくださいよ。函館は総務課の担当所管で、防災課を持っているそうです、函館。それは、やはり規模的な問題もあると思うのです。でも私から言わせると1,000人いたから10人死んでもいいの、100人いるから1人死んでもいいとそんな言葉悪いですけども、飛躍するけれども。でもそういうこともやはり考えなければいけないんじゃないですか、首かしげているけれども。

そこまでやはり考えなければいけないと思うのです。町長がいない時、あるいはいま言ったようにナンバー2もいない時、誰がまず采配を振るんだとこれ1点。それと、いまのBCPに対しての見解、これ1点。この二つをまずご答弁願いたい。

**○議長(又地信也君)** 町長。

**○町長(大森伊佐緒君)** まず町には、順番のルールがありますので、その条例に基づいて私が不在の時には副町長、そういう順番が決まっていますので、それぞれその順序に従って、業務指揮をしてみたいです。

ただ、私が元気であれば名称は私の名前で本部が立ち上がるということにはなりますが、実際の指揮系統は不在時は副町長がすることになります。いまはこの間のブラックアウトのように、通信が厳しくなってくるという状態を除けば、携帯電話が使えますので、携帯の中でいろいろと遠くにいても指示は出せるということでございます。

BCPについては、いま伺ったばかりでよくわかりませんが、これは大きな企業というのは、様々な事例を持ち出して自分の企業にあわせて、いろんな対応をしているというのはそれはよくわかります。ただ、それが全ての自治体に照らし合わせると一致するかというと必ずしもそうではない。私どもは自治体でございますので、私どもの町独自の災害対策というものもありますし、また地形もそれぞれ違いますし、特に地震のことで夜中に地震が起きたらどうかということになりますと本当にどうするのだろう、また寒い時期になったらどうする

のだろう、こういったことは日頃から常に用意しておかなければならないですし、いつでも災害に対して対応できるようにしておかなければならないというのもまさに新井田議員のおっしゃるとおりでございますので、あえてここでは防災課というのは設けなくても、現在の体制の中でそれらをしっかりと努めて、住民の皆様が安心できる体制にしていきたいとこのように考えております。

○議長(又地信也君) 2番 新井田昭男君。

○2番(新井田昭男君) 町長は、いま全般の答弁に関してはあまり迫力ないのだけれども、最後にちょっともう一つ。いま防災課は作らないというお話ですけれども、もう一つじゃあ防災課はだめだと言ったら、防災部というのはどうなのだと。やはり縮小して兼務しながらでもやれるわけですよ、やる気になれば。だから、課ということでだめであれば、防災部という形ではどうなんだということをもう一回答弁お願いします。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 部にしても課にしても、現在の体制で進めるという方向性は変わっておりません。限られた定数で業務を進めているという観点からいきますと、これから何人か増やしてその業務専門に行うということについては、現在考えておりません。

○議長(又地信也君) 2番 新井田昭男君。

○2番(新井田昭男君) 町長の考えは、わかりました。いずれにしてもこの自然災害、あるいは人的災害というのは、必ず起こり得る。そのためにも少なくとも我が町民の生命、財産を守るべく、どんな形であってもそれは鋭意努力して、人の災害も不幸も見逃さないための施策を講じていただければと思います。以上で、一つ目を終わりたいと思います。

それでは引き続き、二つ目の質問とさせていただきます。

二つ目は駅前通り、駅前広場の美化と既存設備の活用ということでございます。

駅前通り、駅前広場は、安全な歩道が整備され、快適な通りとして観光客や地元住民に道の駅での買い物や散策路として利用されております。町のイメージ作りや観光振興を含めた駅前通りにするために、次の3点について町長の見解をお伺いします。

一つは、駅前通りに木古内町にふさわしい「名称」をつけてはどうでしょうか。これは、児童も含め、公募で愛称を募集してはどうなのだろうかなどそんなことでございます。

二つ目、駅前通りの6m歩道の植樹帯の活用と、駅前広場の芝を植栽しているロータリー内側の活用策として芝桜を植栽してはどうでしょうか。これは、冬の除雪対策から、冬期間はプランターに植栽し、遊休地に仮植をほどこし、春に定植する。作業または管理としては、駅前通りの商店、小中学生の総合学習としての取り組み、花いっぱい運動として一般町民公募、町職員ボランティア、議会林活事業の一環としての取り組みなどが考えられます。

三つ目として、高齢者にやさしい憩いの場とするため、駅前通りに道南スギのベンチを設置してはどうか。両サイドに3台ずつ配置して、福祉の町木古内を強調すべきと考えますが見解をお伺いします。1台2万円程度で、やり方的にはスポンサーを募るなどし、スポンサーのPRになるように配慮するこんなことも考えられるのではないかと、この観点から見解をお伺いします。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 駅前通り、駅前広場についてのお尋ねでございます。

はじめに、「名称」につきましては現在、観光客の多く、とりわけ当町にはじめてお越し

いただいたかたについては、木古内駅や道の駅が活動拠点となっております。

こうした中、策定した観光アクションプランでは、通称「みそぎ通り」として位置付け、観光に関する事業展開を図ってまいりました。

したがって、正式名称ではございませんが、今後も当町が関連する事業などにおきましては、みそぎ通りの名称を積極的に使用してまいりたいと考えております。

次に、植樹帯につきましては、利活用と維持管理につきまして、以前、駅前通商店街組合の皆さんにご相談をしたことがございます。その時点では、商店街の皆さんの年齢の関係などで対応できないということでございましたが、そういったことで現在はナナカマドを植樹しております。

今後、あまり維持管理に手間がかからない方法で、さらに活用できないか、検討してみたいと思っております。

また、駅前ロータリーの活用につきましては、事業整備着手当時に検討した経緯がございますが、その際に道路管理者である渡島総合振興局建設管理部からは、芝桜の植樹やプランターの設置について了承をいただいております。

ただし、ロータリーでございますので、歩行者の進入が禁止をされているという区域でもあります。したがって、植栽等を行った場合には、歩行者が進入するという危険性が非常に高いということで、その当時は断念をしたという経緯がございます。

こういったことから現時点におきましても、安全性を最大限考慮し、駅前ロータリーは現状維持のままと考えております。

次に、ベンチにつきましては、お尋ねの駅前通り周辺には健康管理センター、国保病院、特養のいさりびなどがありますので、まさに「北の大地の福祉都市きこない」の顔となるエリアと認識しております。

このエリアの歩道へのベンチ設置は、歩行者の動線上、植樹帯の側面である車道寄りに置くこととなりますが、通過車両との関係からも、あまり好ましくはないと認識をしております。

このため、町ではこれまで憩いの場になるように、道の駅、旧古城靴店跡、旧吉澤良平商店エリアにポケットパーク、みそぎ公園などを整備してきたところでございます。

これらの施設には、休憩可能なベンチを設置しておりますので、これらの活用をお願いしたいと考えております。以上でございます。

**○議長(又地信也君)** 再質問。

2番 新井田昭男君。

**○2番(新井田昭男君)** 再質問とさせていただきます。

いま、町長のほうからできないこういう思いだということは、ご答弁いただきました。

まず1の「みそぎ通り」という表現出ましたけれども、これ「みそぎ通り」って何となく真新しい思いで私聞いたのだけれども、これ最初からこういう形になっていたのですか。これがちょっとなんか腑に落ちないのだけれども、行政主導は良いのだけれども、どうしてこういうやはり意味ある場所なのだけれども、町民からの公募という対応を取らないのですかね。いろんなやり方はあると思うのだけれども、どうもこの辺の発想が。例えばですよ、道の駅なんかでもキーコの大きい人形を置いていますよね。ああいう例えばキーコ通りとか、

キーコロードとかとそういう公募だっであつたんじゃないですか。なんでこれ「みそぎ通り」ってもう固定的な言い方になっているのですかね。まず、これが1点。

それと、ロータリーっていうのは観光客なりお客さんが入るといふことですが、入らないじゃないですか、あそこに。どうして入るといふのですか。誰が入るといふのですか、あんなところに。あれは私も考えたのだけれども、芝いま綺麗に植えていますよね。

やはり、キーコにこだわるわけじゃないのだけれども、あそこの面積って結構大きいのですよ、それで目に付くのですよね。ロータリーの部分に関しては、やはり上手く活用すべきですよ、町長。あのまま芝を植えたって何も意味ない。例えば、いまは誰か監修してもいいから、冬場でも雪投げるとか何とかと申しているのだけれども、結構芝、平坦なところは強いですよ。だから、夏その時期になったらちょこちょこっと手直しするとかありますけれども、あの大きいロータリーのあれにキーコを形取って芝をバーッとやってみてくださいよ。来たお客さん、素晴らしいと思いますよあれ。そういう活用、少しやはり芸を出しましょう。ただ、お客さんがだめだとか良いとかでなくて、私はそう思いますよ。だから、この辺もうちょっと活用に関しては、いま私が言ったことにご答弁してください。

それと、この三つ目のベンチなのだけれども、どうして例えば道路事務所がだめだとかそういう発想なのかと。小公園があるからそれでいいのだよとか、だつて小公園だつて見てます、誰1人として座っていることないのですよほとんど。夏場でもそんな形になっていないのですよ。せっかく作ったら作ったなりのやはりもうちょっと手を加えろとか、お客さんがあそこに来て座ってもらうためには、憩いの場としてもう少し手を添えたら何とかなるのだぐらいのやはり配慮が必要じゃないですか。だから、それはそれとしていいです。だけれども、やはり途中にこういう部分があると全然ムードが違いますよ。

それで、プランターって言いましたけれども、ここに書いていますけれども緑樹帯、要するにいまのナナカマドを植えている区分。あれだつてどうでしょうか、ちょっと目検討ですけども、幅がおそらく2,700ぐらい、奥行きが1m以上あるのかな。それに芝を植えるのですよ芝を、プランターでなくてもいいから。言ったように、すごく冬場平坦なところは結構持ちますから。だから、雪溶けた頃は多少手直ししてもいいじゃないですか。いま団体をいろいろ募つて。だから、そういうことを考えると十分対応できますし、来てくれるお客さんも喜んでくれますし、ここを歩く人方も「ああ綺麗だね、良いね」と「ベンチあるし」、そんなふうに私は思うのだけれども。

一つは、1番目に関しては、どうして「みそぎ通り」という固定名称になったのかという部分。キーコ通りだとかどうして公募しないのですかと私の見解違うかもしれないけれども、それが1点。

そして、2のロータリーに関しては、やはりもう少し使い道を考えましょうといふことですよ。人が進入するのだつたら進入しないようにすればいいじゃないですか。あそこは、やはり活用すべき。私は、ここを強調したい。

それと、植栽ナナカマドの部分のなんだかんだしないで、もういきなり植栽しても構いません、あそこは。そういう手当てでも結構です。あとは、例えばいま言ったようにやり方とすれば、手当てするという形で我々林活ですから、林活の部分での対応でもいいですよ。この部分に関しては、ちょっともう一回答弁してください。

それと、ベンチです。小公園だけじゃなくて、やはりベンチを設けましょうよ。やり方い

ろいろあるじゃないですか。別に行政からお金出してということでもなくたって、いろいろやり方あるわけですから。交通にそぐわないと言うなら、そぐうようにすればいいじゃないですか、ちょっと奥に寄せるとか。もう一回その辺の答弁、再考をお願いしたいです。

**○議長(又地信也君)** 町長。

**○町長(大森伊佐緒君)** まず、「みそぎ通り」となった経過でございますが、先ほどお話ししましたように、アクションプラン策定委員会で決定しております。これには、観光協会も含めて、議論しております。そのあと部会がありまして、平成24年という年号も入っています。まち歩き部会での議論を経た末に、議会にも報告をしております。これは、「みそぎ通り」の経過でございます。

駅前ロータリー、これは道の施設でございますので、許可をいただきながら利用するというごさいますして、申し上げましたとおり、植栽だとかは可能だということでございますが、非常に危険を伴うということで、あそこをもっと上手く活用すべきではないかというお尋ねでございますので、これは研究する必要があると思っておりますので、研究していきたいと思っております。

プランターでございますが、ボランティア等で全て対応できればいいのですが、当の駅前の皆さんが非常に高齢化が進んで難しいと言っている中で、実行してはたして長続きするかという心配もありますので、これはまた地域の皆さんとのお話もしてみたいと思っております。

ベンチでございますが、いみじくもいま新井田議員が利用してないじゃないかと人がいないじゃないかと、人がいない中でまたほかのところにベンチ作ってどうするのだと私は思うのですけれども。ですから、本当にいまのベンチはみそぎ公園とそれから駅前の交差点2箇所と、そして道の駅ということで、道の駅なんかは閉まってしまうようなイメージがあるのですが、バスの待合所は開いています。こういったことで利用できますので、ここを使っただけで十分対応が可能かと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

**○議長(又地信也君)** 2番 新井田昭男君。

**○2番(新井田昭男君)** 町長にはことごとく打破されまして、大変落ち込んでおります。

ただもう1点、先ほど「みそぎ通り」という名称ですけれども、これ議会というか報告されましたか。なんか腑に落ちないのですよね。オープンにしていけないんじゃないですか。この辺もう一回ちょっと聞きたいです。私、先ほど町長から「みそぎ通り」だよと言われたのだけれども、なんかいまはじめて聞いたような気がするのだけれども、ほかの議員はわからないのだけれども、それだけ教えてください。

**○議長(又地信也君)** まちづくり新幹線課長。

**○まちづくり新幹線課長(木村春樹君)** まちづくり新幹線課の木村です。

当時、アクションプランを産業経済課として、新幹線振興室と一緒に担当していた者として答弁させていただきます。

当時の北海道から派遣された室長とともに、木古内町の観光についてのコンセプトとか、キーワードというのを一生懸命の方々と考えた経緯がございます。その中で、やはり一番クローズアップするというのが「みそぎ」だということで、浜についても実は名称が付いてなかったのですけれども、「みそぎ浜」という名称にいたしました。まち歩きを少ない予算の中で、ほとんど予算がかからない中で、観光客のおもてなしをどのようにするかという中

では、まち歩きを導入しようということで、駅前どおりを通称「みそぎ通り」というふうに名付けて、その近辺を回遊するような方策をとろうということで、様々な対応をしてきたということでございます。それについて、資料を提出しておりますので、全て認識されていないかもしれませんが、その当時はそういうことで説明させていただいたということでございます。以上です。

○議長(又地信也君) 2番 新井田昭男君。

○2番(新井田昭男君) わかりました。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(又地信也君) 昼食のため、1時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時56分  
再開 午後 1時00分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

午前に引き続き、一般質問を行います。

3番 平野武志君。

○3番(平野武志君) 3番 平野武志です。

私自身、この一般質問の台に立つのはかなり久しぶりでありまして、改めてこの場に立ってみると議員に成り立ての緊張感を思い出しますし、しっかりと素直に質問をしなければならぬという初心に戻っております。

大森町長につきましても、初心を忘れずに答弁台、町長席に慣れてはいるでしょうが、初心の気持ちで素直な答弁をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

一項目目、入りたいと思ひます。

町長の政治姿勢についてでございます。

5期に渡る大森町政については、功績、ご自身の見解も含め、多々これまで伺ってまいりました。現在では、渡島町村会の会長を務めるなど、実績も豊富であり敬意を表します。

一方で、町民を含む各ジャンルの方々に話を伺いますと、一般論として長期政権が故の怠慢や失敗談も多く伺いますし、大森町長においても就任当時に比べ活発性がないようにも感じます。これは、私の個人的意見でございます。

我が町は、少子高齢化が進み、人口減少問題においても歯止めの兆しが見えません。将来を考えると大変不安であり、首長がチャレンジ精神旺盛で、町を活性化するリーダーであることを望みます。

そこで、下記について伺います。

(1) 国や道にも注視されるような夢プランの構想を持っているか。(2) これまでの経験を活かし、将来の木古内町のビジョンを描いているか。これは、括弧書きもしておりますが、人口の推移も含むでございます。(3) 町長後継者の確立を考えているか。以上でございます。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 3番、平野武志議員のお尋ねにお答えいたします。

私の理解ですと一般質問というのは、事務の執行状況あるいは将来に対する考え方、こういったことについて問われるものと理解をしておりますが、このたびはじめて私の政治姿勢ということの質問が出されて、やや戸惑っているわけでございますが、これまでは似たよ

うな質問で、次の選挙はどうですかとこういうような質問は何度かいただきましたが、改めて政治姿勢というのが一般質問に出るというのに、やや戸惑っているのが現在の状況でございます。

しかし、私に対するお尋ねでございますので、しっかりとお答えしたいと思っておりますが、伺っていますとある面ではお褒めをいただき、また、ある面では批判をいただくと、本心はどこにあるのだろうとこんな思いで伺っておりました。

しかし、町を案ずる気持ちにつきましては良くわかりますし、同じ選挙を経験する者として、自らの責務をしっかりと果たしていかなければならないという、その思いも強く感じたところでございます。

私は、就任当初「町民一人ひとりが主役の町づくり」とこれを実践するという事で、目標に掲げ、そして木古内町の限らない発展のために、努力を続けてまいりました。

中でも、「行政の課題をしっかりと前進させる」、「どんなに小さな声にも耳を傾ける」、そして「誰もが発言することができる」、「お互い議論を重ね合って町づくりを進める」など夢を語り、その実現に向けて、鋭意実行を重ねてまいりました。

また、確固たる政策の的確なリーダーシップで、木古内町の新たな方向性を作り上げることに努力をしてまいりました。

そこには、住民の幸せを願うという強い思いがあり、住民の願いを実現するために、どんなことを、いつまでに行うか、夢は限りなく持ち続け、実行に移す、中には多額の予算が必要となるものもありますので、時間を要することも多くあります。

こうした夢の集合体は、木古内町の振興計画に表されますが、将来に向けた町のビジョンとしてできあがってまいります。

お尋ねの「国や道に注視されるような夢プランの構想を持っていますか」ということでございますが、日頃から堅実な行財政運営に心がけているということもあり、誰かに注視されることを意識して仕事をしているということはありませんでした。

また、お尋ねの「将来の町のビジョンを描いていますか」ということにつきましては、第6次木古内町振興計画5年経過しましたが、この中に示しているとおりでございます。

10年間の計画であります。必要な場合には追加をすることができますので、適切な対応が可能であると認識しているところでございます。

次に、「町長後継者の確立を考えているか」とちょっと質問の意味がわからないのですが、町長後継者の確立を考えているというお尋ねでございますが、私の再来年の4月任期満了時における、「自身の進退は」ということのお尋ねにもとれるわけで、実に難しいお尋ねでございました。

幾つかの受け止めができるというお尋ねではあります。現時点では、解決を急ぐ課題が山積しておりますので、そちらに全力で当たっております。

さて、私をはじめ町長選挙に立候補をした時、前任者の後継という立場ではございませんでしたので、あまり後継ということ意識したことはこれまでございませんでした。

議員の立候補された経緯というのはよく存じ上げませんが、私は「町を発展させたい」、「住民をもっと幸せにしたい」、「改革の推進をしたい」など、自らの意思で前進したことを覚えております。

先程も触れましたが、私は町政執行方針の中に五つの基本理念を掲げております。その中

で、「まちづくりの主役は町民である」と申し上げております。

主役の町民が、「住む、働く、遊ぶ、学ぶ、憩う、集う」など様々な生活を彩ることが、木古内町の大きな躍進につながるのではないかと考えております。

候補者は、町民の皆様の生き生きとした暮らしを、将来にわたって支え、魅力あふれ、さらなる発展に向けて飛躍する、そんなまちづくりの実現を目指し、「こころざし」を高く掲げ、自らの政治信条を明らかにし、町民の皆様の信頼を得ることが第一だと思っておりますので、私自身、特別後継者を意識したことはございません。以上でございます。

**○議長(又地信也君)** 再質問。

3番 平野武志君。

**○3番(平野武志君)** 町長の決意表明みたいな話になりまして、丁寧に答弁していただいたのはいいのですが、だいぶ時間を使っていただいて、残り10分となりましたので、私自身再質問端的にテンポよくいきますので、次からの答弁は端的にさせていただきたいと思っております。いまもおそらく、答弁書の中に書いている以外の冒頭のおそらく町長の思いを言っていたのかなと感じております。

まず一つずついくのですけれども、例えば国や道にも注視されるような夢プランの構想というのは、別に人に注目されたいからということで聞いているわけではなくて、我が町の将来が当然人口減少、財政のこと全てのことをトータルして、町民のかたに夢を持っていただいて、生きがいのあるまちづくりにしていく、それが人口減少だったり、財政の難関を突破していく課題だと思うのです。

町長がはじめて就任した時に、私も町長とは商工会青年部の先輩でしたし、商工会野球部の同僚でありましたし、大変親しくさせていただいておりました。その関係で町長室に就任後、お話を何度かさせていただきに行ったことあるのです。当時は大森町長は、木古内町の夢プランをたくさん語ってくれたのです。その頃のことってまず覚えてますか。

**○議長(又地信也君)** 町長。

**○町長(大森伊佐緒君)** 平野議員は、「平野さん」という時代からずっと私にいろんなものを投げかけてくれたかたでございました。いま町がどうなっている、そういったことも常に質問という形で、店の中で一般質問を受けているようなそんなことがありました。私が就任した当初、何度かお出でいただきまして、様々な議論を語ったとこういったことを記憶しております。

**○議長(又地信也君)** 3番 平野武志君。

**○3番(平野武志君)** それで、その話した内容というのが、店ではなくて町長室に私が伺った時の話なのです。当時は、木古内町の紋章というのですかあれが亀の甲羅をかたどったモチーフだということで、町長からお知らせいただいたのです。それで、亀をテーマにして亀甲の公園と亀甲ロードを作って、この町は将来高齢化がたかさんのお年寄りになるので、亀と言えば長寿だと。要は、簡単に都市伝説のようなものをいろいろプランを立てて、そういうまちづくりをするのだという力強く発信していただいたのです。ほかのかたにも聞いたら、同様の話をいろいろな人に聞いて、同じような話を聞いたということを知ったのです。

当時は、私も若かったですから、お年寄り向けの長寿が長生きがどうだとか、亀甲ロードなんてダサいなあなんて思っていたのですけれども、もっと例えば遊園地を誘致したりだとか、そういう発想しかなかったのですけれども。いまとなると当時から高齢化を見据えた中



で、まちづくりのしっかりしたプランを持っているなど、いまとなるとそのように感じております。当時の夢プランの話は、覚えていらっしゃいますか。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 木古内の町章が亀甲のマークなものですから、私も何も町のことを詳しく知らない中で、この亀甲という文言を使うのが最適だなということを考えておりました。その中で、亀甲ランドとか亀甲ロードということもお話しましたし、また鶴岡と亀川を結ぶ鶴亀ロードというのを作って、ここは交通安全に優しい、スピードを出さない、こんな長寿の道路とこんなことだとか、夢物語を考えていたのを覚えております。

○議長(又地信也君) 3番 平野武志君。

○3番(平野武志君) その夢物語は当時、当然あれだけ真剣な顔でお話していたわけですから、想像や嘘でしゃべっているわけではなく、本気でお話していると当然感じたのですけれども、その自分の思い、夢プランは進めようとはしたことはありますか。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 当時の夢プランは、まだまだ底の薄いものであったというのは、途中で感じました。本当に亀川と鶴岡を結べるのかとか、亀甲というマークだけで物事ができるかどうかとそういったことを考えた時、町ではもっと先にやらなければならないことが幾つもあるということを感じました。

したがって、その時点からはそれはそれでいつか実現できるチャンスがあればしようと思えますけれども、まずはやらなければならない、優先順位の高いところから手がけたことを思い出します。

○議長(又地信也君) 3番 平野武志君。

○3番(平野武志君) よくわかりました。何を申したいかと言いますと、冒頭の答弁の中では、国や道に注視されるような夢プランはないという話でしたが、やはり町長、首長、ここにも書いてあるとおり、当然長く町長をやられていると現実が見えてきて実効性のあること、これをやらなければならないということがどんどんわかってきて、そちらのほうが多忙になるのはわかるのですけれども、やはり夢を持って進んでいこうとする町長が魅力的だと思って冒頭、当初から応援してくれてきたかた多いと思うのです。そういう意味では、長くやることによって夢がなくなったなとか、元気がなくなったなとか、思われているというのが今回伝えたかったことなのです。

それで、この3番目に飛びますけれども、町長の後継者ということで、町長のおっしゃるようないろいろな取り方あると思います。でもここで迷って答えるのであれば、事前に提出しているわけですから、どこの部分聞きたいですかと聞いてくれれば良かったのかなときよの答弁の最初の聞き方を聞くと。私は何を聞こうとしているのかわかりませんみたいな、わからなかったらなんで聞いてくれないのですかと思ったのですけれども。

おっしゃるように町長がはじめてなられた時は、当然町長に立候補するのは個人の自由ですから、どのようなかたが町長になれるかわかりません。しかしながら、町長おっしゃるのとおり、私は後任ということでなく、出ました。そこなのですよ、まさに。後任で出なかったことによって、たくさん苦勞されたことあると思うのです。ですので、例えばこの質問はいますぐ次の時町長を辞めろとかそういうことではなくて、今後、例えば次でもいいのですけれども、その次でもいいのですけれども、その次の次の次でもいいのですけれども、今

後町長を担うであろう人に、しっかりといまのせつかく渡島町村会の会長もやられていますし、国と道とのパイプも太いものができるようになってきていますし、いざ新しくはじめる町長さんにそのような築いてきたものをきちんと伝承できる大きな気持ちのある町長であってほしいという意味だったのです。そこについては、いま再度お話ししましたので、意味をわかればそれについてのお答えをいただきたいのですけれども。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 意味はよくわかりました。よくわかりましたが、現実には非常に難しいかもしれませんね。まず、一緒に行動するというところに制限が出てくるかと思います。

ですから、どういう形になるかわかりませんが、その時の首長が私が一般人になったあとに、その意見を聞いてくれるかどうかというのは、非常に難しいなというのをいま感じています。これは、やはり首長を目指して当選したかたの思いというのは、やはり自分なりの大きな考えの中で進めたいと。ですから、町長を離れた人間の言葉を一つひとつ丁寧に聞いてくれるかどうかというのは、難しいのではないかなというふうに感じます。

○議長(又地信也君) 3番 平野武志君。

○3番(平野武志君) わかりました。人それぞれ考えもあるでしょうから、あと一つ。例えば、いまから後任のかたを準備するという一緒に行動をとるにしても、どこかに連れて行ってパイプをつなぐということだけではなく、例えば次の選挙で志があって出るかたがいて、例えば大森町長もまだ出て選挙戦になった場合、あるいはその新しいかたが勝った場合。あるいは、大森町長が勇退して新しいかた同士が選挙に出て、当選した場合。当然、政策だったり町のどうするという考え方は、当然新しい町長に委ねられるのですけれども、これまで築いてきたパイプというのをしっかりとそこで伝承していける、心の大きい今後存在であってほしいということを思います。時間ないのでこれ答弁いりません。

それで戻りますけれども、これまでの経験を活かし将来の町のビジョンを描いているかという答弁に対して、お答えが全然抽象的なことが多くて、具体的なことなかなか出てこなかったです。時間もないので、1点だけ。

人口の推移についても括弧書きしているのですけれども、そこについても触れていないように感じました。最新の人口問題研究所発表の2,045年の人口推移というのがデータとして出ているのですけれども、その前に出たやつが確か2,040年でしたか、2,000人台に木古内町このぐらいになりますよという。今回の2,045年の発表が1,408人なのです。それはご存じでしょうか。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) いまのデータは存じ上げておりませんでした。

○議長(又地信也君) 3番 平野武志君。

○3番(平野武志君) わかりました。存じ上げていないということで、このあとの質問にも人口問題減少は何かとつながる部分がありますので、この次の質問に入りたいと思います。

2項目目まいります。

地域漁業振興の施策実施についてでございます。

一次産業は、町の活性化にとり必要不可欠であります。これまでも漁業振興策として様々な支援をしてきたのは把握しております。施設の整備はもちろん、継続している放流事業は一定程度の成果も出ていますし、現在進行形で取り組んでいる事業も今後、漁獲増につなが

ることを期待しております。

しかしながら、漁業者の経営状況は大変厳しく、大半の漁業者は将来へ不安を抱えています。現状の課題について、下記に4点示しておりますが、読み上げは省きたいと思えます。

特に後継者不足については深刻で、今後さらに漁業者が減少していくのは時間の問題であります。優先順位としては、漁業者の経営の安定、いわゆる同じこと書いております。収益増を図ることが諸課題の対策として必要だと考えますが、下記についてお伺いします。

(1) 担当課の増員で、一次産業向上のスペシャルチームの結成。(2) 大胆な稚魚放流事業。(3) 投資や整備に対する大胆な補助。以上をお伺いします。

**○議長(又地信也君)** 町長。

**○町長(大森伊佐緒君)** 漁業振興策についてのお尋ねでございます。

現在、町が行っている一次産業後継者支援事業において、農業者の利用は多くありますが、漁業者については利用実績が少なく、漁業者の後継者不足が深刻であることを表していると認識しております。

町では、漁業者の担い手を確保するために、まず漁業者の収入安定を図ることが第一でありますので、養殖業の設備更新事業などに支援を行い、また、将来展望を見据え、漁業者の担い手対策に、関係機関の協力を得て進めていく考えでおります。

お尋ねの一次産業の向上に向けた担当課職員の増員につきましては、直ちに職員を増やすことは大変難しいと判断しますが、ブランド化の推進や販路拡大など、漁業者の収入確保に効果的な施策につきましては、担当課内の重点業務と位置づけ、しっかりと進めてまいります。

次に、稚魚放流事業につきましては、水産資源の放流は、低迷する回遊魚の漁獲を回復するためには必要不可欠な事業であると考えております。

当町におきましては、津軽海峡に隣接する市町及び漁業協同組合で構成する津軽海峡地域水産人工種苗育成供給連絡協議会に加盟し、ヒラメやクロソイの稚魚を放流しております。

また、大量の稚魚放流事業では、大量の稚魚が必要ということになりますが、道内には稚魚作りを担う施設が現在、2箇所と少ないのが現実であります。

この二つの施設において、全道各地へヒラメやクロソイ、アワビなどの多種多様な種苗を供給しておりますので、年間の生産数量に限りがあり、大幅な種苗の増加が難しいということから、現在の放流数をいかに確保するかとここのところが重要だと認識しております。

次に、投資や設備に対する補助につきましては、町が新たに補助制度を創設することは難しいと考えております。

このため、漁具や漁船購入に関する補助につきましては、国の補助制度を活用していただくこととなりますので、その補助残については町の利子補給金制度の活用を推奨しながら対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

**○議長(又地信也君)** 3番 平野武志君。

**○3番(平野武志君)** 町長も現状の漁業者が大変ご苦労されているということは、考えは一緒のようです。そこで、後継者がいないのも深刻ですし、課題としては収入の安定を図ることが大事だと。ここに質問書いてあるとおりなのですよ、考えていることは。ですので、見解は一緒だと。しかしながら、いまの返答としてみれば何もできないぞと、現状のままだぞということなのです。どうします、そうしたらこれから漁業者。大変なのわかっていても町、

これ以上手がけないのですよ。自分達でやれよと言っているのと一緒ですよ。そう感じました、私は。これまで農業者は様々な施策により、一部の方々全員ではないのでしょうけれども、活性化されているかたもいらっしゃいますし、そのお陰で後継者がどんどん育ってきて、よそに働きに行ってもあとを継ぐために戻って来られて、農協の集まりでは木古内の飲食店でも大変若手が多く賑やかで、一次産業の農業は大変充実しているな活性化しているなと感じるシーンがあるのです。しかしながら、漁業者についてはそのような会合は一度たりとも見たことがなくて、町が心配するとおり、私も心配するとおり、漁業者も心配するとおり、そういう現状です。でも何もやりませんとのお答えで納得していますかね、町長自身も。大変不思議ですね。まず一個ずつ再質問します。

先ほどもこの内容とは違うのですけれども、新井田議員の質問で防災についての新しい課を設立してはどうだという質問については、当然現在の職員でやりくりする中で、増員もできないし新しい課の立ち上げは考えていないと。この担当課の増員ということですから、スペシャルチームと私はただ単に書き方を変えているだけであって、新井田議員のいうように、例えば部だとか新しい課の創設という意味だと一緒だと思うのです。それについても当然、考えていないと。過去にも人口減少対策について、スペシャルチームを作ってはどうかと。要は新しい課、新しいチームの創設をどうかと言った時にも同様の答えだったのです。

考えてみてください。それぞれ新しい課を提言しているのは、上手くいっていない分野なのです。人口減少についても先ほど触れたように、なかなか上向きな兆しが見えない、この漁業についても私が今回提言しているのは、なかなか漁業者の後継者が見つからない。町長おっしゃるように、販路開拓、ブランド化の確立と取り組んでいきますとおっしゃっても、これまでも取り組んでいるのですよ。しかしながら、現状の課の体制ではできていないのが事実なのです。これは、担当課を責めるわけじゃないのですけれども、たった3人の主査がいて農業・漁業・林業、それぞれ多忙な業務をしているわけですよ。そんな中で、いま低迷している改革をしなければならぬ、改善をしなければならぬ、漁業についてのいまの体制でははっきり言って無理です。ですので、ここの漁業者に何とか力入れ、テコ入れをしてあげるためには、まずは行政内から改革をしていかなければならぬとそう考えての提言なのです。当然ながらいますぐここで増員しますとか新しい課の設立・チームを作りますというのは無理でしょうけれども、先ほどおっしゃったように、これだけ町が漁業者が大変なことわかっているのに、いまの答弁では現状と何も変えられませんかと言ったことに対して、もう一度指摘しましたので、まずこの(1)について再度考えが変わるのかどうか伺いたいと思います。

**○議長(又地信也君)** 町長。

**○町長(大森伊佐緒君)** お尋ねの中で新たな組織ということになって、そこには人員ももっと張り付くのでしょう、考えからいきますと。それだけが漁業振興につながるかという決してそうではない、幾つのことを重ねて行うことが大事なわけです。ですから、そういったことも一つなんでしょうけれども、現体制の中で重点項目としてブランド化、そしてまた販路拡大、これまで以上に力を注ぐということを行ってまいりますので、新しいプロジェクトチームですか、課ですか、スペシャルチームですか、これについては当面実施する計画はございません。

**○議長(又地信也君)** 3番 平野武志君。

**○3番(平野武志君)** これまでもブランド化ですとか販路拡大というのは、何年にもわたって予算委員会・決算委員会でも担当課に指摘して、当然ながらその都度、担当課の主査あるいは課長から今後もさらに頑張っていくという同様の答弁をもらってきました。

しかしながら、現実なかなかそれが進まれている状況なのです。ですので、何か変えなきゃいけないということで、こういう提案しているのです。別にスペシャルチームだろうがスーパーチームだろうがチーム名とか名称とかどうでもいいのですけれども、何か町として対策を考えなければならないといううちの一つなのです。ですので、町長がこれからもブランド化確立や販路開拓には努めていきますという言葉は全くもって信用できません、現状は、これまでの流れを考えると。できないので、さらにこのあとのいまこの場でチームの話をして新しい課の増員の話をして進みませんので、まずそこはここで保留にしますけれども、私自身はまず納得しておりませんので。

それで、(2)の稚魚放流についてですけれども、稚魚の製造元がない。これはもう大きな問題ですよ。事実、例えば木古内だけじゃないのでしょうかけれども、他市町との連携の中、この前の海、知内町も対象でしょうし、北斗も対象でしょうし、そこに撒いている稚魚が確保が大変だと言いますけれども、それ以上に要望していて実際に入っていないという現状があるのですか。まず、1点。担当課長でもいいです。

**○議長(又地信也君)** 産業経済課長。

**○産業経済課長(片桐一路君)** ただいまの稚魚の関係ですけれども、まず2施設しかないという事実があります。そこで、当然どこの町も皆さん一定の稚魚数を確保したいという希望はあると思うのですけれども、やはりキャパの問題がありますので、現状は難しいと思います。

**○議長(又地信也君)** 3番 平野武志君。

**○3番(平野武志君)** いまを注文している数よりも多くほしいのだけれども、それが回ってこないという現実はあるのですかと、事実はあるのですかということです。

**○議長(又地信也君)** 産業経済課長。

**○産業経済課長(片桐一路君)** 確認はしておりませんが、そういう実態はあるというふうに思っております。

**○議長(又地信也君)** 暫時、休憩をいたします。

<b>休憩</b>	<b>午後1時35分</b>
<b>再開</b>	<b>午後1時36分</b>

**○議長(又地信也君)** 休憩を解き、会議を再開いたします。

3番 平野武志君。

**○3番(平野武志君)** わかりました。稚魚放流については、2箇所しか作る場所がないという厳しい状況だというのは、理解しました。

それで実際、現状、漁師さんが回遊魚も捕れないし、鮭も捕れないし、何も捕れないという現状の中、実際稚魚を撒いていて、木古内の漁業者が範囲と言いますか捕って回る海域の実態調査です。これをはたしてやられているのかどうなのかの現状をちょっとお知らせください。わからなければ、わからないでいいです。

○議長(又地信也君) 産業経済課長。

○産業経済課長(片桐一路君) 現状はやっておりません。

○議長(又地信也君) 3番 平野武志君。

○3番(平野武志君) 当然ながら漁協がありまして、そこにお任せと言いますか連携を取ってやっている中で、内容についてはお任せしているよというような実態も理解しているのです。しかしながら、やはり町が漁業者に対して対策を取るということは、そういう実態からしっかり踏み込んでいって、じゃあどういう対策を町が協力できるのかというのが大事だと思うのです。そこに踏み込むということで、昨年の議員研修会で渡島振興局のかたが講師に来ていただいたのです。漁業についての漁業振興策がテーマの。そのかたとたまたま話をしていましたら、議長が木古内の沖に魚礁が入っていると。しかしながら、その魚礁がはたして漁師さんの漁獲高全然上がらないし、その魚礁の効果ははたしてどうなのだというのを漁業者のかたを心配して質問したら、すぐ調査やってくれまして、魚礁まで船で行ってそこで釣る調査とダイバーが潜って実態調査。どういう魚が住んでいてというダイバーさんが写真撮って、これだけの魚がこの魚礁に付いているぞというところまでは調査したのですよ。釣りでは実際どういう魚がこの仕掛で釣れるかと、そこまでは調査いいです。そのあとですよ、問題は。そこについて魚をどうやって漁師さんが自分達の収入にするかというところまでいって、はじめてその調査って意味があるものだと思うのです。私はその時振興局のかたに、結果を担当課に伝えて、その結果に基づいて漁協のかたと協議をして、今後の対策と言いますか練るという話を伺ったのですけれども、それから一年経ちました。その後の経過どうなったのかちょっと伺いたいと思います。

○議長(又地信也君) 産業経済課長。

○産業経済課長(片桐一路君) 大変申し訳ございませんが、私自身ちょっとまだ勉強不足でありまして、認識しておりませんでした。

○議長(又地信也君) 3番 平野武志君。

○3番(平野武志君) 産業経済課長には、本当なっただけで去年の話にも振り返って質問して大変申し訳ないと思っているのですけれども町長、実態こういう状況なのです。わかったでしょう、実態。担当課が調査だとか漁業者のかたの今回は調査を例に出しましたけれども、それに対してどう進んでいるかと言ったらわからないわけですよ。それではたして漁業者へのしっかりとした対策を取っているのかと思わざるを得ないのです。そのためには、現状の担当課の人員じゃ足りないというのが(1)につながる質問です。

最後3番目にいきますけれども、投資や整備に対する大胆な補助ということで、農業者のかたも様々な補助ありますよね。今回も補正の中で載ってきます、あか牛の牛舎建て替えの補助だとか、このたびことしから商工会については、商工会に限ったことじゃないのですけれども、中小企業小規模事業者への経営改善の支援補助金という素晴らしい制度ができましたね。例えばよその町を見てみると、農・漁・商に限らず、町内の人であれば使えるという補助制度もあるのです。別にそれに見習えということじゃないのですけれども、木古内町は農にも力をいれています。商にも力いれています。じゃあ次はどうなのだという話ですよ。

ですので、いまやりませんと明言しましたけれども、やはりこれまでの現状、いまの現状を考えると漁業者に何かかにかの支援をしなければだめだと思うのです。

ですので(3)番、(1)番もあわせてでもいいですけれども、再度町長の支援をしなければ

ばならない、具体的な話はいりませんけれども、せめて思いとしてでも聞かせていただきたい。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 当町の場合は、幾つかの産業がございますので、それぞれの産業に対してしっかりとした支援が必要になってくると。海のない町は海にかかる費用は少ないわけですから、それは非常に私なんかはそういう町の首長と話をする「いいね」なんていうそういうことになるのですけれども。ただ、私どもの水産業に対してはご存じのように、設備もしっかりとした支援を行っております。先ほど、答弁の中でお話ししましたけれども、養殖の設備の更新事業などは結構しっかりしておりますし。

○議長(又地信也君) 町長、時間になりました。大した変わらない答弁になろうかと思えますので。

3番目に入ってください。

3番 平野武志君。

○3番(平野武志君) ちょっと用意している間に、そのようなことですので、今後も漁業者のかたへの支援は強く申し上げていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

3項目目の質問に入らせていただきます。

高齢者に優しい町づくりについてでございます。

町長が掲げる「福祉都市きこない」において、病院や特養の充実、あるいは各種健診、予防接種、保険適用外事業などについても担当課の努力の中、遂行しています。まだまだ見直すべき事業や新規事業の検討もするべきですが、高齢者に優しい町の整備をするべきと考えます。そこで下記について提案いたします。

(1) 町内の公共施設への手すり整備、括弧書きも読ませていただきます。特に玄関先や部屋への出入り口・トイレなどでございます。(2) 買い物や病院、地域の会館までの道のりへ休憩できるベンチや椅子の設置。(3) 理想は全ての施設、様々な場所での全てのバリアフリー化ですが、それが不可能であればせめてシルバーカー通過に不具合がある段差の解消を整備するべきだと思いますので、以上答弁をよろしく願いいたします。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 高齢者に優しい町づくりにつきましては、1点目が公共施設への手すりの整備でございますが、現在、町内の公共施設において、比較的新しい会館には設置をしておりますが、古い会館については設置ができていないのが現状でございます。

当町は高齢化率が高いということから、手すり等の設置を行い、使用者に優しい施設環境を整えることは、大変重要なことだと認識しておりますから、未設置の公共施設には順次、設置を行ってまいります。

次に、ベンチにつきまして、お尋ねの買い物、病院、そしてまた地域と地区が二つに分かれますので一つずつ申し上げますと、まず駅前通り周辺は健康管理センターや国保病院、特養などがありますので、ここは木古内町の顔となるエリアとの認識。このエリアの歩道へのベンチにつきましては、動線上、植樹帯の側面である車道寄りに置くこととなりますが、通行車両との関係からあまり好ましくないと考えております。

このため、町では憩いの場となります、道の駅あるいは交差点、そしてみそぎ公園、こうしたところを整備し、それぞれ腰掛けができるこんなことを整備しております。

これらの施設につきましては、休憩が可能なベンチ等を設置しておりますので、そこでの活用をお願いしたいと。

また、ここがおそらく地域の大事なところになるかと思いますが、地域の会館までの道のりへのベンチ設置ということにつきましては、まず一つは道路構造令上からも、道路内への設置というのはできないということになっているということがまず一つあります。しかし、そうは言ってもベンチが必要だという場合には、道路に隣接する民地への設置を考えなければならぬと思います。

こうしたことでこの設置にあたっては、町内会あるいは自治会などしっかりと連携・協議を進める中で、地域の皆さんが本当にどこに必要としているのか、この場所をしっかりと把握することが大事でありまして、今後、その設計にあたっては十分地域の声を聞いてどのようにするかを判断していきたいと思っております。

次に、バリアフリー化でございます。当町のバリアフリーに対応した整備状況につきましては、中央通・駅前通・駅前停車場2線、駅前を挟んで駅の方、木古内川の方、津軽海峡の方とこの3路線は、新しく整備をした道路でございますので、バリアフリーに対応ができております。しかし、それ以外の箇所につきましては、対応ができていないというのが現状でございます。

町内全ての箇所をバリアフリー化の対象としますと、多額の費用が必要となりますので、道路改良事業にあわせてしっかりと更新していきたいと考えております。以上でございます。

**○議長(又地信也君)** 3番 平野武志君。

**○3番(平野武志君)** 3項目目の質問にしてようやく順次、設置するというマルのお言葉をいただきました。なんか嬉しく思いますね。現状、例えば泉沢の地域に私は住んでいるので、地域の会館を見ても町長おっしゃるとおり、古い会館ですし、手すりが付いていない現状。結局、地域と相談して各会館を調べて当然、設置をどうすればいいかということを探ると思うのですが、見ても玄関の中に下駄箱があったりして設置できないような箇所もあるんですね。例えば、下駄箱に何と言うのですか木で作った杖つくようなちょっとした靴脱ぐ時に支えられたりするそういうものもありますので、場所がないからとかと言って付けないんじゃないかと、町内全ての施設に何かかにか必ず手を添えられるところを手すりを作っていただきたいなとこれについてはお答えいただきましたので、できるだけ早い段階で進めたい。

あと、先ほど新井田議員の一般質問の中でも駅前通にベンチをとということで、あそこは公園が2箇所・3箇所みそぎ浜まであるので、そこで対応していただきたいと。

そこで、新井田議員も誰も公園に座っていないのにと行って、町長も誰も座っていないのにベンチいらないでしょうなんてやり取りでちょっと笑ってしまいましたけれども、私は逆の考えでそういう公園とかとなかなか入りづらいのですよね。お年寄りが休憩するのに。本当に手軽な椅子でいいのですよ。いまちょっと駅前のお話だけじゃないのですけれども、例えば泉沢だったり違う地域だったり、よく道路でしゃがんでいるお年寄り見たことありませんか。シルバーカーを例えば押しているかたは持っているかたは、シルバーカーがそのタイプによりますけれども、座れるやつであればシルバーカーの上に座って休んでいるのです。

シルバーカーを持っていないかたは、よく道路でしゃがんでいるのですよ。何しているのかなと思ったら、要は店まで来るまであるいはセンター・地域の会館に行くまでに、必ず何回



か休まなきゃ辿り着けないということで、しゃがんでいるのは要は休んでいるらしいのです。

よく言う昔で言う、ヤンキー座りと言うのですか、私も真似して座ってみたら、決して楽じゃないのですよね。でも立って歩いているよりは、少しでも足を休めたいからと言って座っている。そういう状況が泉沢のみならず、様々な地域で私は見たことあるのです。ですので、道路、歩道に付けてということでもないのですよね。木古内町幸いなことに、空き地・空き家たくさんあるじゃないですか。そこをまだ使われていないところを上手く活用して、そこには当然所有者のかたへお願いして、もちろん無償で場所をちょっとしたスペースを提供していただくという交渉になると思うのですけれども、せいぜい砂利敷いて草場だったら草刈するとかあるのでしょうかけれども、さほどに手間じゃないと思うのですね。それには新井田議員が言うように、一般質問の内容をちょっとお借りして申し訳ないのですけれども、町でお金出すのじゃなくて、例えばどこの地域はどどこさんの企業さんで協賛してくれませんかという取り組みでもいいと思うのですよね。やり方様々、考えようによってはあると思うのですけれども、そのような見解からもっとお年寄り・高齢者のかたの実態をまずわかっていただきたいと。町でどのような行動をして、どのような大変な思いをされているのか、それをわかれば必然的にちょっとした椅子、必要だなということわかんと思いますので、いま一度担当課含めて町内のかたから意見をいただいて、あればいいなというぐらいだと思ふのです、お年寄り。優しくて遠慮がちですからね、絶対作ってなんてきつと言わないと思ふます。でも例えばこういうのほしいですかと言ったら、あつたら助かるんだけどねということ、本当に欲しいということなのです。その声を聞いて、様々な場所に設置していただきたいと。そして、お金がかからないのであれば、さほど利用数が少なくても良いと思ふのです。そういう件数、お金を節約し、さほど利用率がないところでも町内幅広く見ていただいて、設置をしていただくことに進めていただきたいということでございます。

それと、3番についてです。2番も一応答弁もらいますので。ここに括弧のシルバーカー通過に不具合がある段差の解消と書いていますね。このシルバーカーって先ほどもちょっと触れましたけれども、わかりますよねもちろん、町長。押して買い物の中に入れられる、あれ年式だとか性能によるのですけれども、タイヤがすごいつまづくのですよ。想像できないかもしれませんが、ダスキンのマットあるじゃないですか。木古内で言えば製作しているキーコマット、あれが平らなところに置いていてもつまづくのですよね。そのくらい物によっては、お年寄りがちょっとした段差でも不便。あのマットでさえつまづくのですから、見て回るとそれ以上にシルバーカーで通れない箇所って多いと思ふのです。それをいま一度、いまも場所例えば言えば指摘できますけれども、担当課と先ほどの手すりを含めて、まずは町内の公共施設から見てそのような段差、そして手すりについて、取り組んでいただきたいと思ふます。最後にもう一度答弁をいただいて、いまの答えをいただいて終わりたいと思ふます。

**○議長(又地信也君)** 町長。

**○町長(大森伊佐緒君)** これは、1番から3番までということですか。2番目は、地域の皆さんと協議をして設置場所を確認し、設置をしていくということで。地域のほうですよね。

地域のほうにつきましては、地域のかたとお話をして設置に向けて進めていくということによろしいですね。

バリアフリー化の中で、いまシルバーカーに触れておりましたが、その型式によって随分

違うということ認識しましたので、これにつきましては地域にまた行くことになりますので、同じ時間帯で同じような話ができると思いますので、すぐ実行できるかどうかはこちらのほうはわかりませんが、道路許可だとか様々な障害がありますので、簡単にはいかない件数はあるかもしれませんが、できるだけ障害物を取り除いていくということに努めていきたいと思っております。

○議長(又地信也君) 3番 平野武志君。

○3番(平野武志君) わかりました。先ほども申しましたが、まずは庁舎内で協議していただいて、自分達が考えた中でいるのかいないのか。いるだろうと思った時に、地域の方に相談に行く時に、「どうします」と「こういう声出たのですけれども付けたほうがいいですか」と行くと遠慮される町内会が多いと思うのですね。ですから、そこで町が必要だと判断した場合に、積極的に「こここういう場所に付けますので」という前向きな協議に進んでほしいということをつけ加えて、私の一般質問を終わりたいと思います。以上です。

○議長(又地信也君) 以上をもちまして、一般質問を終了いたします。

## 日程第8 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議長(又地信也君) 日程第8 承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(大野 泰君) ただいま上程になりました、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年度木古内町一般会計補正予算(第7号)の専決処分を行い、歳入歳出予算の総額を40億2,034万3,000円とするものです。

補正の内容は、北海道胆振東部地震発生に伴う被災地への職員派遣に係る旅費、及び11月17日大阪市大阪城ホールで開催された、第37回全日本バンドフェスティバルへの参加にかかる費用の補正です。

それでは、歳出の詳細について説明いたします。

7ページをお開き願います。

3款 民生費、3項・1目 災害救助費、9節 旅費 21万9,000円は、被災地への職員派遣3名分の旅費です。

資料番号1 議案説明資料の23ページをお開き願います。

こちらに派遣期間、派遣地、任務内容等記載しておりますので、ご参照願います。

8ページにお戻り願います。

10款 教育費、2項 小学校費、2目 教育振興費、8節 報償費 262万2,000円は、9月22日苫小牧市で開催された、第37回北海道バンドフェスティバルにおいて、木古内小学校吹奏楽部が金賞を受賞し、北海道代表として、大阪市大阪城ホールで開催の第37回全日本バンドフェスティバルに出場するための費用です。

資料番号1 議案説明資料の24ページから25ページに、参加者名簿などを記載しています

ので、ご参照願います。

なお、全国大会では、銅賞を受賞しております。

続きまして、歳入の説明をいたします。

6ページをお開き願います。

17款 繰入金、1項 基金繰入金、1目・1節 財政調整基金繰入金 284万1,000円の追加は、このたびの補正に係る、財源を財政調整基金から繰り入れするものです。

説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案については原案のとおり承認されました。

14時15分まで、休憩いたします。

休憩 午後2時03分

再開 午後2時15分

議案第10号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第11号 木古内町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第9号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部を改正する条例制定について

議案第1号 平成30年度木古内町一般会計補正予算(第8号)

議案第2号 平成30年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議案第3号 平成30年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

議案第4号 平成30年度木古内町水道事業会計補正予算(第1号)

議案第5号 平成30年度木古内町高齢者介護サービス事業会計補正予算(第2号)

議案第6号 平成30年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

議案第7号 平成30年度木古内町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第9から日程第18までは関連がありますので、一括議題となります。一括議題の議案については、議会事務局長から朗読をさせます。

議会事務局長。

**○議会事務局長(福田伸一君)** それでは朗読いたします。

日程第9 議案第10号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第10 議案第11号 木古内町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第11 議案第9号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部を改正する条例制定について、日程第12 議案第1号 平成30年度木古内町一般会計補正予算(第8号)、日程第13 議案第2号 平成30年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、日程第14 議案第3号 平成30年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、日程第15 議案第4号 平成30年度木古内町水道事業会計補正予算(第1号)、日程第16 議案第5号 平成30年度木古内町高齢者介護サービス事業会計補正予算(第2号)、日程第17 議案第6号 平成30年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)、日程第18 議案第7号 平成30年度木古内町下水道事業特別会計補正予算(第2号)。以上でございます。

**○議長(又地信也君)** 以上、日程第9 議案第10号ほか9件については関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めますが、はじめに条例については町長より、補正予算については副町長より説明を願います。

町長。

**○町長(大森伊佐緒君)** ただいま一括上程となりました、議案第10号、議案第11号、議案第9号について、それぞれ提案理由の説明をさせていただきます。

はじめに、議案第10号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、このたびの条例改正につきましては、平成30年度の人事院勧告に基づく、国家公務員給与法の改正案成立を受け、職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正内容は、基本給を平均で0.2%、勤勉手当の支給月数0.05か月分をそれぞれ引き上げるものでございます。

また、次年度以降の6月と12月の期末勤勉手当の配分を改め、それぞれ同じ割合に定めるものでございます。

次に、議案第11号 木古内町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由でございます。

木古内町長等の給与等につきましては、木古内町特別職職員報酬等審議会条例に基づき、報酬審議会に諮問し、その答申を受けて、議会提案することとしておりますが、一昨年開催の報酬審議会において、「人事院勧告を伴う手当の増減については、委員会の諮問事項としない」との答申を受けており、今年度の人事院勧告に伴い、期末手当支給月数を4.4か月から、4.45か月にするものでございます。

また、議案第10号と同じく、次年度以降の6月と12月の期末手当の配分を改め、同じ割合に定めるものでございます。

次に、議案第9号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部を改正する

条例制定でございます。

議会議員の報酬につきましては、議案第11号と同じく、人事院勧告に伴い、期末手当支給月数を4.4か月から、4.45か月にするものとし、次年度以降の6月と12月の期末手当の配分を改め、同じ割合に定めるものでございます。

なお、議案第10号、11号、及び9号の詳細につきましては、後ほど総務課長より説明をさせていただきますので、よろしくご審議をお願いいたします。

では、副町長に代わります。

**○議長(又地信也君)** 次に、副町長。

**○副町長(大野 泰君)** ただいま一括して上程となりました、議案第1号 平成30年度木古内町一般会計補正予算(第8号)、及び議案第2号 平成30年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、議案第3号 平成30年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、議案第4号 平成30年度木古内町水道事業会計補正予算(第1号)、議案第5号 平成30年度木古内町高齢者介護サービス事業会計補正予算(第2号)、議案第6号 平成30年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)、並びに議案第7号 平成30年度木古内町下水道事業特別会計補正予算(第2号)につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

最初に、議案第1号から説明いたします。

1ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、5億3,747万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を45億5,782万1,000円とするものです。

補正の主な内容ですが、5ページの第2表「債務負担行為補正」は、観光交流センター指定管理料について、平成31年度から平成35年度までの債務負担をお願いするものです。

6ページの第3表「地方債補正」は、このたびの補正事業費による起債額の変更となっております。起債の目的の3項目目、公共施設整備事業債を新たに1,000万円、4項目目の林業施設整備事業債として420万円、9項目目の教育施設整備事業債として2億7,970万円を追加し、補正後の限度額を6億9,110万円とするものです。

7ページの第4表「繰越明許費」は、10款 教育費で、中央公民館・スポーツセンター設備改修事業として、2億9,800万円を繰越明許費としてお願いするものです。

歳出の主な補正内容ですが、歳出 1款 議会費は、議案第9号 条例改正案で提案しました議員の期末手当の追加補正です。

2款 総務費は、1月に採用予定の保健師に係る赴任旅費、江差木古内線バス及び道南いさりび鉄道運行補助金の追加補正です。

3款 民生費は、国民健康保険特別会計など各会計への繰出金の補正、木古内萩愛会解散に伴う清算金を高齢者介護サービス事業会計補助金及び地域福祉基金に積立てる補正、重度心身障害者医療費、私立保育所運営委託料の追加補正です。

4款 衛生費は、水道事業会計及び渡島西部広域事務組合負担金の補正、採用予定保健師への支度金貸付金の補正です。

6款 農林水産業費は、畜舎増棟事業補助金の追加補正です。

7款 商工費は、中小企業・小規模企業経営改善等支援事業補助金の追加補正です。

8款 土木費は、下水道事業特別会計繰出金の減額補正です。

9款 消防費は、渡島西部広域事務組合負担金の追加補正です。

10款 教育費は、中央公民館・スポーツセンター設備改修事業の追加補正です。

13款 諸支出金は、町税等還付金の追加補正です。

14款 職員給与費は、人事異動及び人事院勧告に伴う給与改定に係る補正です。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明をさせていただきますので、よろしくご審議をお願いいたします。

次に、議案第2号を説明いたします。

1ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、497万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億6,991万8,000円とするものです。

補正の主な内容は、人事院勧告に伴う追加補正、保険給付費の追加補正です。

それでは、補正の内容につきまして、歳出からご説明いたします。

7ページをお開き願います。

1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、2節 給料から4節 共済費まで計6万5,000円の追加は、人事院勧告及び共済組合負担金率改定等に伴う補正です。

2目 連合会負担金、19節 負担金補助及び交付金 27万円は、国保事業状況報告システムの改修による追加補正です。

8ページをお開き願います。

2款 保険給付費、1項 療養諸費、3目 一般被保険者療養費、19節 負担金補助及び交付金 183万2,000円は、一般被保険者療養費で、保険者間調整による追加補正です。

9ページをお開き願います。

2項 高額療養費、1目 一般被保険者高額療養費、19節 負担金補助及び交付金 261万4,000円は、主にガン患者の高額薬剤の治療等による医療費の増嵩に伴う追加補正です。

10ページをお開き願います。

5款 保健事業費、3項 特別総合保健施設事業費、1目 保健指導事業費、2節 給料から4節 共済費まで計6万4,000円の追加は、人事院勧告及び共済組合負担金率確定等に伴う補正です。

11ページをお開き願います。

9款・1項・1目・節 予備費 12万9,000円は、保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業の確定に伴う補正です。

次に歳入の説明をします。

6ページをお開き願います。

3款 道支出金、1項 道負担金、1目 保険給付費等交付金、1節 保険給付費等普通交付金 444万6,000円は、保険者間調整及び主にガン患者の高額薬剤の治療等による追加補正です。

2節 保険給付費等特別交付金 27万円は、歳出で説明をしました、国保事業システムの改修に伴う国からの特別調整交付金の追加補正です。

5款 繰入金、1項・1目 一般会計繰入金、1節 保険基盤安定繰入金保険料軽減分 10万円は、保険基盤安定負担金の確定に伴う追加、2節 保険基盤安定繰入金保険者支援分 10万7,000円は、保険基盤安定負担金の確定に伴う減額、4節 財政安定化支援事業繰入金 13

万6,000円は、財政安定化支援事業の確定に伴う追加、5節 その他一般会計繰入金 12万9,000円は、人事院勧告及び共済組合負担金率改定等に伴う補正です。

次に、議案第3号を説明いたします。

1ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、1,302万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億6,161万8,000円とするものです。

補正の主な内容は、保険基盤安定繰入金の確定に伴う減額補正、及び後期高齢者医療広域連合納付金の平成29年度実績確定に伴う療養給付負担金等の減額による補正です。

それでは、補正の内容につきまして、歳出からご説明いたします。

8ページをお開き願います。

3款・1項・1目 後期高齢者医療広域連合納付金、19節 負担金補助及び交付金 1,302万7,000円の減額は、被保険者の異動等に伴う12万1,000円の追加、並びに納付金の平成29年度実績確定に伴う事務費負担金分 34万3,000円の減額、保険基盤安定負担金の確定に伴う繰入金分 98万2,000円の減額、及び療養給付費負担金分 1,182万3,000円の減額による補正です。

次に、歳入のご説明をします。

6ページをお開き願います。

1款・1項 後期高齢者医療保険料、1目 特別徴収保険料、1節 特別徴収保険料現年度分 183万9,000円は、被保険者の異動等に伴う保険料の減額補正です。

2目 普通徴収保険料、1節 普通徴収保険料現年度分 188万5,000円、及び2節 滞納繰越分 7万5,000円、あわせて196万円は、被保険者の異動等に伴う保険料の追加補正です。

5款 繰入金、1項 一般会計繰入金、1目・1節 事務費繰入金 34万3,000円は、後期高齢者医療広域連合納付金の平成29年度実績確定に伴う事務費負担金の減額補正です。

2目・1節 保険基盤安定繰入金 98万2,000円は、繰入金の確定に伴い、7割・5割・2割それぞれの軽減対象者分 94万7,000円の減額、及び激変緩和措置分 3万5,000円の減額補正です。

3目・1節 療養給付費負担金繰入金 1,182万3,000円は、後期高齢者広域連合療養給付費負担金で平成29年度実績確定に伴う減額補正です。

次に、議案第4号を説明いたします。

1ページをお願いします。

第2条は、平成30年度予算の第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入の部では、第1款 水道事業収益の既決予定額 1億5,253万3,000円から116万8,000円を減額し、その予定額を1億5,136万5,000円にするものです。

支出の部では、第1款 水道事業費用の既決予定額 1億5,445万7,000円から65万8,000円を減額し、その予定額を1億5,379万9,000円にするものです。

第3条は、平成30年度予算の第7条に定めた職員給与費 3,383万6,000円を3,317万8,000円に改めるものです。

補正の主な内容は、人事異動及び人事院勧告給与改定等に伴う人件費の補正です。

それでは詳細につきまして、収益的支出からご説明いたします。

8ページをお開き願います。

1款 水道事業費用、1項 営業費用、2目 配水及び給水費、節 給料・手当・法定福利費あわせて3万1,000円の追加は、人事院勧告給与改定及び共済負担金率の見直しによる人件費の補正です。

9ページをお願いします。

4目 総係費、節 給料・手当・法定福利費あわせて68万9,000円の減額は、人事異動、人事院勧告給与改定、及び共済負担金率の見直しによる人件費の補正です。

続いて、収益的収入をご説明いたします。

7ページをお開き願います。

1款 水道事業収益、2項 営業外収益、2目・節 他会計負担金 116万8,000円の減額は、人事異動及び人事院勧告給与改定等に伴う一般会計からの基準内繰入金の減額補正です。

次に、議案第5号を説明いたします。

1ページをお願いします。

第2条は、平成30年度予算の第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入の部では、第1款 特別養護老人ホーム事業収益の既決予定額 4億7,722万5,000円に1億円を追加し、その予定額を5億7,722万5,000円にするものです。

支出の部では、第1款 特別養護老人ホーム事業費用の既決予定額 5億188万4,000円に28万4,000円を追加し、その予定額を5億216万8,000円にするものです。

第3条は、経営統合に伴い一般会計からの補助金を、1億円と定めるものです。

補正の主な内容は、経営統合に伴う補助金収入、及び外国人介護福祉士候補者受入事業に伴う負担金の追加です。

それでは、詳細につきまして、収益的支出からご説明いたします。

6ページをお開き願います。

1款 特別養護老人ホーム事業費用、1項 事業費用、3目 経費、節 負担金 28万4,000円は、外国人介護福祉士候補者受入事業により、2名の受け入れが決定したことに伴う負担金の追加です。

次に、収益的収入をご説明します。

5ページをお開き願います。

1款 特別養護老人ホーム事業収益、2項 事業外収益、6目・節 他会計補助金 1億円は、社会福祉法人木古内菘愛会の解散に伴い、財産等の整理が完了し全財産を町へ移管したことから、経営統合後の職員の受け入れや安定的な雇用の継続、施設管理等の資金として、一般会計からの補助金を補正するものです。

次に、議案第6号を説明いたします。

1ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、84万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総



額を7億2,080万1,000円とするものです。

補正の主な内容は、人事異動及び人事院勧告給与改定等に伴う補正です。

それでは、補正の内容につきまして、歳出からご説明いたします。

7ページをお開き願います。

1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、2節 給料から4節 共済費まであわせまして、7万2,000円の追加は、人事院勧告給与改定、共済負担金率の見直しに伴う補正です。

8ページをお開き願います。

3款・1項 地域支援事業費、1目 介護予防・生活支援サービス事業費、2節 給料から4節 共済費まであわせまして、94万9,000円の減額は、人事異動・人事院勧告給与改定等に伴う補正です。

2目 包括的支援事業・任意事業費、2節 給料から4節 共済費まであわせまして、3万2,000円の追加は、人事異動・人事院勧告給与改定等に伴う補正です。

次に歳入のご説明をします。

6ページをお開き願います。

7款 繰入金、1項 一般会計繰入金、4目 その他一般会計繰入金、1節 事務費繰入金 84万5,000円は、人事異動・人事院勧告給与改定等に伴う減額補正です。

次に、議案第7号を説明します。

1ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、472万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億6,222万8,000円とするものです。

補正の主な内容は、人事院勧告給与改定等によるものです。

4ページの第2表「地方債補正」は、このたびの補正による起債額の変更となっております。

下水道事業債で、470万円を減額し、補正後の限度額を6,900万円とするものです。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

8ページをお開き願います。

1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、2節 給料から4節 共済費まであわせまして、472万6,000円の減額は、人事異動及び人事院勧告給与改定等に伴う補正です。

次に、歳入についてご説明します。

7ページをお開き願います。

4款・1項 繰入金、1目 他会計繰入金、1節 一般会計繰入金 2万6,000円は、歳出の減額分を一般会計から繰入金で調整するものです。

7款・1項 町債、1目・1節 下水道事業債 470万円の減額は、人件費減額分の一部を下水道資本費平準化債から減額するものです。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

**○議長(又地信也君)** 次に、詳細説明を求めます。

総務課長。

**○総務課長(若山 忍君)** それでは、議案第10号、11号、9号につきましてご説明いたします。

はじめに、議案第10号についてですが、資料番号1 議案説明資料でご説明をいたします。  
14ページをお開き願います。

14ページは、改正に係る新旧対照表となっております。

平成30年度の人事院勧告が平成30年8月10日に出されまして、その後、国家公務員に関する給与法が11月28日に成立・改正されたことに伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容につきましては、先ほども町長から説明を申し上げたとおり、月額給料を平均で0.2%引き上げ、また勤勉手当を0.05か月分を引き上げるといった内容となっております。

改正につきましては、2条建てとしておりまして、第1条はこのたびの人事院勧告により、平成30年4月1日を適用日として遡及して支給するための改正です。

第1条では、職員の給与に関する条例、第16条の4、第2項、第1号中、一般職員につきましてはこのたびの引き上げ分について、「12月に支給する場合においては100分の90」を「100分の95」に改め、100分の5を引き上げるといったものです。

また、第2号中の再任用職員につきましても、12月に支給する場合において、「100分の47.5」と100分の5を引き上げるといった改正内容となっております。

資料の15ページから16ページをお開き願います。

次に条例第2条ですが、こちらは次年度以降の期末手当・勤勉手当の配分を改めるもので、期末手当については、本条例第16条、第2項中、「6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」となっておりますが、これを6月・12月の支給において、それぞれ100分の130に改め、第2号では、再任用職員について、6月・12月の支給において、それぞれ100分の72.5に改めるものです。

勤勉手当については、本条例第16条の4、第2項、第1号中、「6月に支給する場合においては100分の90、12月に支給する場合においては100分の95」をこれを6月・12月の支給において、それぞれ100分の92.5に改め、第2号では、再任用職員について、6月・12月の支給において、それぞれ100分の45に改めるものです。

議案に戻りまして、附則の第1項では、この条例は、公布の日から施行することとし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行するとしております。

第2項では、改正後の職員の給与に関する条例の規定は、平成30年4月1日から適用するとしております。

第3項では、改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなすとしております。

第4項では、前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるとしております。

次に、議案第11号ですが、資料番号1 議案説明資料の17ページをお開き願います。

こちらも改正に係る新旧対照表となっております。

議案第11号につきましては、平成30年度の人事院勧告に基づく職員給与の増額改定により、木古内町長等の手当の改正を行うものでございます。

木古内町長等の給与等につきましては、先ほど町長が提案しましたとおり、一昨年開催の

木古内町特別職職員報酬等審議会において、「人事院勧告に伴う手当の増減については、委員会の諮問事項とはしない。」との答申を受けたことによりまして、今年度の人事院勧告に伴い、期末手当支給月数を4.4か月から4.45か月にするものです。

改正につきましては、このたびの人事院勧告により平成30年4月1日を適用日として遡及して支給するために改正するもので、第1条で木古内町長等の給与等に関する条例、第4条、第2項中、このたびの引き上げ分について、12月に支給する場合において、現在の「100分の227.5」を「100分の232.5」に改め、100分の5を引き上げるというものです。

次に条例第2条ですが、こちらは次年度以降の配分を改めるもので、本条例第4条、第2項中、「6月に支給する場合においては100分の212.5、12月に支給する場合においては100分の232.5」をこちらを6月・12月の支給において、それぞれ100分の222.5に改めるものです。

議案に戻りまして、附則といたしまして、第1項では、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行するとしております。

第2項では、改正後の木古内町長等の給与等に関する条例の規定は、平成30年4月1日から適用するとしております。

第3項では、改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなすとしております。

第4項では、前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるとしております。

続きまして、議案第9号についてですが、こちらは資料の13ページをお開き願います。

議案第9号につきましても、平成30年度の人事院勧告に基づく職員給与の増額改定により、議会議員の議員報酬の改正を行うものでございます。

こちらにつきましても、報酬等審議会におきまして、「人勧に伴う増減については、諮問事項とはしない。」との答申を受けておりますので、今年度の人事院勧告に伴い、期末手当支給月数を4.4か月から4.45か月にするものです。

改正につきましては、第1条で、議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する支給条例、第3条、第3項中、このたびの引き上げ分について、12月に支給する場合において、「100分の240」を「100分の245」に改め、100分の5を引き上げるというものです。

次に条例第2条ですが、こちらは次年度以降の配分を改めるもので、本条例第3条、第3項中、「6月に支給する場合においては100分の200、12月に支給する場合においては100分の245」こちらを6月・12月の支給において、それぞれ100分の222.5に改めるものです。

議案に戻りまして、附則といたしまして、第1項ではこの条例は公布の日から施行し、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行するとしております。

第2項では、改正後の議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する支給条例の規定は、平成30年4月1日から適用するとしております。

第3項では、改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなすとしております。

第4項では、前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるとしております。

引き続きまして、議案第1号の詳細につきましてご説明いたします。

議案第1号の5ページをお開き願います。

5ページ、第2表債務負担行為補正ですが、現在の木古内町観光交流センターの指定管理につきましては、平成31年3月31日で期間満了となります。平成31年度から平成35年度までの指定を新たに行うことから、その間の債務負担をお願いするものです。資料番号1 議案説明資料の1ページから2ページに、指定管理料の考え方を添付しておりますのでご参照願います。

続いて、歳出の説明を行います。

13ページをお開き願います。

1款・1項・1目 議会費、3節 職員手当等 10万6,000円の追加は、議案第9号 条例改正案で説明したとおり、人事院勧告に伴う議員期末手当の増額分です。

14ページをお開き願います。

2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、9節 旅費 12万8,000円は、平成31年1月1日付け採用予定の札幌市在住の保健師1名に対する赴任旅費です。

3目 施設管理費は財源振替で、本町地区造成工事において、1,000万円の起債充当をおこなうものです。

5目 企画振興費、19節 負担金補助及び交付金 96万9,000円の追加ですが、江差木古内線路線バス運行補助金 76万9,000円は、平成30年度実績により、燃料費高騰など経常経費の増嵩を追加するものです。

資料番号1 議案説明資料の3ページから4ページに、平成30年度実績と平成29年度実績との比較、収支の変動要因、経常経費の算出表を記載しておりますのでご参照願います。

道南いさりび鉄道運行補助金 20万円は、30年度上半期実績について、災害復旧工事や施設保存費の増加などにより、損益額が450万円ほど増額となったため、当町の負担割合分を追加するものです。資料の5ページに平成30年度上期のポイント、予算不足額等を記載しておりますのでご参照願います。

15ページをお開き願います。

3款 民生費、1項 社会福祉費、1目 社会福祉総務費、28節 繰出金 25万8,000円の追加は、国民健康保険特別会計への繰出金で、人事院勧告等に伴う人件費の増、及び国保会計財政安定化支援事業費、並びに基盤安定負担金の確定に伴う追加補正です。

3目 老人福祉費、19節 負担金補助及び交付金 1億円は、社会福祉法人木古内菰愛会の解散に伴う清算譲渡金 2億2,416万4,863円のうち、特別養護老人ホームいさりびの安定的な雇用の継続などのために、高齢者介護サービス事業会計への補助金として交付するものです。

資料番号1 議案説明資料の6ページに、経営統合後、解散までの経過等について記載しておりますのでご参照願います。

25節 積立金 1億2,416万4,000円は、菰愛会の解散譲渡金の残額を地域福祉基金に積み立てるものです。

28節 繰出金 84万5,000円は、人事異動及び人事院勧告等による人件費の減に伴う介護保険事業特別会計繰出金の減額補正です。

6目 心身障害者ひとり親家庭等医療費 425万1,000円は、重度心身障害者の入院治療に

よる医療費の増嵩に伴う追加補正です。

11目 後期高齢者医療費、28節 繰出金 1,314万8,000円の減額は、後期高齢者医療広域連合事務費負担金及び療養給付費負担金、並びに保険基盤安定負担金の確定に伴う減額補正となっております。

16ページをお開き願います。

2項 児童福祉費、2目 児童措置費、13節 委託料 807万2,000円の追加は、保育所に支払う運営費の算定基盤である公定価格単価において、単価の高い3歳未満児の入所が増えたこと、及び途中入所児童が多くなったことによる追加補正です。

資料の7ページに、保育所運営費及び利用者負担金の内訳につきまして記載しておりますのでご参照願います。

続いて、17ページをお開き願います。

4款 衛生費、1項 保健衛生費、1目 保健衛生総務費、19節 負担金補助及び交付金 16万8,000円の減額は、人事異動及び人事院勧告に伴い水道事業会計負担金の減額補正を行うものです。

21節 貸付金 84万円の追加は、木古内町保健師支度金貸付条例に基づき、平成31年1月1日採用予定の保健師1名分の支度金貸付金を追加補正するものです。

次に、18ページをお開き願います。

2項 清掃費、1目 清掃総務費、19節 負担金補助及び交付金 9万1,000円の追加は、人事院勧告等に伴い渡島西部広域事務組合負担金の追加補正を行うものです。

次に、19ページをお開き願います。

6款 農林水産業費、1項 農業費、5目 畜産業費、19節 負担金補助及び交付金 31万7,000円の追加は、当町の農業者1名が、他協会の助成制度を活用できることから、畜舎1棟を増棟するための補助金を追加するものです。

次に、20ページをお開き願います。

2項 林業費、1目 林業総務費は財源振替で、新道地区に建設の多目的活性化施設建設工事において、420万円の起債充当を追加するものです。

次に、21ページをお開き願います。

7款・1項 商工費、2目 商工振興費、19節 負担金補助及び交付金 1,500万円の追加は、木古内町中小企業・小規模企業振興基本条例第10条に基づき、中小企業・小規模企業の成長発展及び事業の持続的発展並びに地域経済の活性化を図るため、木古内町中小企業・小規模企業経営改善等支援補助金として追加をするものです。

資料番号1 議案説明資料の8ページに、現在までの支援補助金の内訳を記載しておりますのでご参照願います。

次に、22ページをお開き願います。

8款 土木費、4項 都市計画費、1目 都市計画総務費、28節 繰出金 2万6,000円は、下水道事業特別会計への繰出金で、人事異動及び人事院勧告等に伴い減額補正を行うものです。

次に、23ページをお開き願います。

9款・1項・1目 消防費、19節 負担金補助及び交付金 208万4,000円の追加は、渡島西部広域事務組合負担金の追加で、標準報酬月額改定による共済費の増、給与改定や扶養異

動等に伴う補正です。

次に、24ページをお開き願います。

10款 教育費、4項 社会教育費、2目 公民館費、13節 委託料 459万円及び、15節 工事請負費 2億2,330万円の追加は、中央公民館設備改修工事費用で、老朽化した給排水管・暖房設備・衛生設備等を改修し、避難施設としての機能充実に図ることを目的としております。

資料番号1 議案説明資料の9ページに改修の目的・内容等を、10ページから11ページには各室の改修内容を記載しておりますので、あわせてご参照願います。

次に、25ページをお開き願います。

5項 保健体育費、2目 保健体育施設費、13節 委託料 141万円及び、15節 工事請負費 6,870万円の追加は、先ほどと同じくスポーツセンター設備改修工事費用となっております。

次に、26ページをお開き願います。

13款 諸支出金、1項 還付金、1目 過誤納還付金、23節 償還金利子及び割引料 297万円の追加は、法人町民税を中間納付していた法人が当町に設置していた支店等を廃止したことにより、中間納付済み額を還付する必要があることから、この還付予定額と今後の見込み額を補正するものです。

次に、27ページをお開き願います。

14款・1項・1目 職員給与費 458万5,000円の減額は、2節 給料 342万5,000円の減額、3節 職員手当等 51万5,000円の追加、及び4節 共済費 167万5,000円の減額で、人事院勧告に伴う給料表の改定及び勤勉手当0.05か月分の増による影響分として、190万4,227円の増額、及び人事異動等に伴う影響分として648万9,027円、あわせて458万5,000円の減額となっております。

次に、歳入の説明を行います。

10ページをお開き願います。

11款 分担金及び負担金、2項 負担金、1目 民生費負担金、2節 児童福祉費負担金 26万1,000円の追加は、途中入所児童数が増えたことによる保育施設利用者負担金の追加補正です。

13款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 民生費負担金、2節 児童福祉費負担金 516万8,000円は、保育所運営にかかる支弁費の増に伴う追加補正となっております。

3節 国民健康保険事業負担金 5万4,000円の減額は、保険基盤安定制度医療費支援分負担金の確定に伴う減額補正となっております。

14款 道支出金、1項 道負担金、1目 民生費負担金、2節 児童福祉費負担金 127万9,000円の追加は、保育所運営にかかる支弁費の増に伴う追加補正です。

3節 国民健康保険事業負担金 4万8,000円の追加は、保険基盤安定制度軽減保険料負担金及び医療費支援分負担金の額が確定したことに伴う追加補正となっております。

4節 後期高齢者医療負担金 73万5,000円の減額は、後期高齢者医療に係る保険基盤安定制度軽減保険料負担金の額が確定したことに伴う減額補正となっております。

2項 道補助金、2目 民生費補助金、3節 重度心身障害者ひとり親家庭等医療費補助金 15万4,000円の追加は、入院治療による医療費の増嵩に伴う補正です。

7節 児童福祉費補助金 47万円の追加は、多子世帯の保育料軽減支援事業補助金で、北海道が実施する多子世帯の保育料軽減支援に該当する児童数の増によるものです。

歳出でも説明いたしました。保育所運営費及び利用者負担金に関する補正額につきましては、資料番号1の議案説明資料7ページをご参照願います。

議案の11ページに戻りまして、15款 財産収入、2項 財産売り払い収入、1目 不動産売り払い収入、1節 土地売り払い収入 125万9,000円の追加は、新道地区町有地の売却に伴う補正です。

資料番号1 議案説明資料の12ページに売り払い箇所図を示していますので、ご参照願います。

3目・1節 物品売り払い収入 95万7,000円の追加は、環状線通り改良工事で発生した、金属くず等の不用品を売却したことに伴う補正です。

17款 繰入金、1項 基金繰入金、1目・1節 財政調整基金繰入金 748万2,000円の減額は、このたびの補正に係る財源調整となっております。

2目・1節 江差線代替輸送確保基金繰入金 76万9,000円の追加は、歳出で説明しました、江差木古内線路線バス運行補助金の補正分を基金から繰り入れるものです。

12ページをお開き願います。

7目・1節 中小企業・小規模企業経営改善等支援基金繰入金 1,500万円の追加は、歳出で説明しました、今後予定される補助金の財源を基金から繰り入れるものです。

19款 諸収入、5項・1目・3節 雑入 2億2,648万4,000円の追加ですが、重度心身障害者の医療費増嵩に伴う高額療養費等繰替金 232万円、及び社会福祉法人木古内菡愛会清算譲渡金 2億2,416万4,000円の補正です。

20款・1項 町債、1目 総務債、3節 公共施設整備事業債 1,000万円の追加は、本町地区造成工事に係る起債充当に伴う補正です。

2目 農林水産業債、1節 林業施設整備事業債 420万円の追加は、新道地区に建設の多目的活性化施設建設工事に係る起債充当に伴う補正です。

5目 教育債、1節 公共施設整備事業債 2億7,970万円の追加は、中央公民館・スポーツセンター設備改修工事に係る起債充当に伴う補正です。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたが、多岐にわたっておりますので、15時20分まで休憩いたします。

休憩 午後3時08分  
再開 午後3時20分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

提案理由の説明が終わりましたので、条例と補正予算に分けて質疑を行います。

まず、条例について質疑を受けたいと思います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、最初に議案第10号について討論を行いた

いと思います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第10号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第11号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第11号 木古内町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第9号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第9号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、補正予算について質疑を求めます。

質疑ございませんか。

5番 相澤 巧君。

○5番(相澤 巧君) 5番 相澤です。

ちょっと長かったので聞き漏らした部分もあったので確認したいのですが、第2款 総務費、総務管理費、施設管理費の1,000万円の財源振替、これ予算書でいけばどの部分にあたるものか、これだけ確認したかったのですが。



○議長(又地信也君) 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長(若山 忍君) ただいまの相澤議員のご質問なのですけれども、今回の補正の14ページの一般会計の2款 総務費の1,000万円の財源ということでよろしかったですか。

○議長(又地信也君) 相澤議員、ページ数を教えてやってください。

5番 相澤 巧君。

○5番(相澤 巧君) 予算書は14ページです。予算書というか今回の議案書は14ページです。一般会計の予算書でいけば、42ページか43ページかそのあたりになるかと思います。

○議長(又地信也君) 総務課長。

○総務課長(若山 忍君) 今回のこの1,000万円の財源振替なのですけれども、ことし8月30日に補正させていただきました、本町地区町有地造成工事 3,600万円のうち、起債充当が可能な部分について1,000万円の充当をさせていただいているというところです。

○議長(又地信也君) ほかに。

2番 新井田昭男君。

○2番(新井田昭男君) 2番 新井田でございます。

私のほうは一応、公民館の改修工事に関わることですけれども、資料の9ページに木古内町中央公民館機械・電気設備改修工事という形で名目を謳っています。

各改修の目的やそれと機能だとか、もちろん今回上程されます予算、そして主な改修内容という形になっていますけれども、これも当初前段、総務・経済常任委員会のほうからの話の中で、やはりこれだけの金額の中で、非常に議論する時間がなかったというちょっと声があったということをご承知のことだと思いますけれども、まさにそのとおりで思うのですけれども、私はこの内容について、図面の添付もされています。しかしながら、避難所とかこういう機能的な部分でいきますと、外部の皆さんご存じかもしれませんけれども、いわゆるペアガラスがもう機能されていないところがいっぱいあるはずなのです。もう要するに、水が中に入っちゃって複層ガラスですから、結露してガラスとしての機能を果たしていないという部分もいっぱいあるはずなのです。私が見ている限り。どうしてこれだけの費用をかけて、なお且つボイラーとかそういう温度というか暖房の部分でも相当やはりガラスの位置付けていうのは大きいのです。こういう中で、そういう外部にでも目をどうして向けて、そういうトータル的な見方してこれなかったのかなというようなイメージはちょっとありました。これもやはり議論が足りないという部分の中で、そういう部分も多々あると思うのだけれども、この辺の見解っていうのはどうなのだろうか。起債を充当するということなのだけれども、当然ながらここに謳っている施設の長寿命化ということでいけば、それもやはりあってしかるべきというような思いあるのですけれども、その辺の見解を教えてください。

○議長(又地信也君) 副町長。

○副町長(大野 泰君) ただいま、新井田議員のほうからご質問のありましたスポーツセンター、そして公民館改修事業につきまして、過日12月4日に開催されました常任委員会でもご説明をさせていただいたのですが、ただ議会上程までに期限がない中で、十分な議論に至っていないということを私どもも承知しておりますので、このあと議会終了後準備をさせていただいて、早急に常任委員会等でご説明を申し上げたいというふうに思っております。

計画の総体と言いますか全体像をまだお示ししていなかったということがございますので、いまおっしゃられました外部の建具改修です。これについてもやる予定ではあります。

ただ、30年度・31年度の継続事業ではなくて、翌年度31年度以降の事業ということで考えておりますので、そういった詳細につきましても、後ほどご説明をさせていただければというふうに思っております。それは、常任委員会という場で申し訳ないのですが、ここですぐ明らかにしないで申し訳ないのですが、そういう時間を取っていただくことをお願いして答弁とさせていただきたいと思えます。

**○議長(又地信也君)** ほかに質疑ございませんか。

4番 竹田 努君。

**○4番(竹田 努君)** 1点、確認したいと思えます。

15ページの民生費、社会福祉費の高齢者介護サービス事業会計への補助1億、これは先ほどの説明あった萩愛会解散による原資だっというの理解を示します。

それと、総務・経済常任委員会の委員長報告の中でも介護サービス事業会計の予定の見込んでいた入所者が落ち込んでいるという実態の中で、収支経営状況もかなり厳しいというのでも先の常任委員会の時の上半期の状況の説明の中でも我々も理解しています。だから、1億の原資はいいのです。いいのですが、ただ目的というか安定的な雇用の確保だとか経営安定なのか、いままで他会計への補助金。これは例えば、会計の資金不足が見込まれる等々のいろんな支出が増えただとかそういう要因の中で、補てん的な要因で補助をしていたように思うのですよね。ただこれ、萩愛会の原資だからポンと1億、例えば他会計に補助金として交付すると。私、当初この1億、いさりび老健の時期に病院事業会計から1億原資を借り入れして、何カ年かの据え置きの中で10年かけてその1億を返還するという老健の時にそういう話を聞いた。特養になってもその部分は移行するのだというそういう私達、認識でいたのですよね。ですから、いまこれ1億補助金を出して、病院にその分1億を返還してということでの原資なのか、先ほど総務課長から説明を受けた雇用、あるいは経営の安定を図るための融資だ。なんかこう根拠がどこにどういう積算をして1億になったのだというその積み上げの根拠が我々が特に理解していないのですよね。ですから、ただ12月4日の常任委員会のいさりびの上半期の収支状況の中では、いまは見込んでいた入所者も徐々に下期には好転してくるという、収支が改善されるというそういう説明も受けていたものですから、その辺の意図が根拠含めた部分が本当に本音がどこにあるのだという部分がなんか、これをだめだとは言っていないのですよ。こういうこともありかなというふうに思うのですけれども、あまりにも言い方的にアバウトというか大雑把なような気がするものですから、この1億の積み上げの部分があるとすれば、これこれにはこのくらいの見込みだとかそういうものがあるとすれば、ちょっと説明していただきたいというふうに思えます。

**○議長(又地信也君)** 副町長。

**○副町長(大野 泰君)** ただいまの竹田議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まず、昨年度の介護老人保健施設会計において、病院事業会計から借り入れをしたのは1億ということで、金額は符合していますが、その分の手当てということではないということでご理解をいただきたいと思えます。介護老人会計の当時の借入分についての償還については、後ほど事務長のほうから説明をしてもらいます。

私のほうからは、この法人解散に伴う剰余金の清算ということで、町に寄附をしていただ

いた2億2,000万円について、そのうちの1億を特養会計に補助金として出すという経過につきましては、これまでの常任委員会等でもご説明を申し上げましたが、まずは恵心園との合併統合の中で、雇用の継続を保障していきたい。雇用の継続を保障していくためのいわゆる人件費分という考え方を持った時に、このあとの経営が成り立っていかなければ雇用の継続はできませんので、経営の安定に資する分ということでの使途と言いますか、についても認めていきたいということでご提案を申し上げております。ただ、設備の新規購入ですとかについては、新しいものを買入れるというのはこれは主旨と違うと思っておりますので、いわゆる4条予算のほうについては、該当しないという考え方でおります。この1億について、じゃあどう特養会計のほうで整理をしていくかという、経理自体は一本なのですが、1億をどのように使用したかという分については、内部ではしっかりと管理をさせたいというふうに指示をしております。ですから、このあと町のほうから1億を出したあとに、どういう使途でもって執行したのかということは、内部資料としてはしっかりと整理をさせていくという考え方でいることをご報告申し上げます。

**○議長(又地信也君)** 4番 竹田 努君。

**○4番(竹田 努君)** 概ね理解はしますけれども、3条予算での使途だということだから、お金に色付いていないわけだから、いま副町長はその部分については、町部局のほうもチェックをすと言いますけれども、会計上かなり担当とすればやはり辛いのかな。私は、逆に資金不足が生じるようであれば確かに雇用の安定、副町長も説明したような主旨もわかりますし、いま一気に1億でなく、いま決算見込み含めた見込みの中で、どういう数字になるかわからないけれども、その補てんとしての例えば5,000万円だとかそういう部分が本来であれば適当なのかなというふうに思うものですから、そうすれば今年度の30年の決算を終えた時点でのサービス事業会計の余剰金が出れば、多少繰上償還というか病院の返済のほうもこれはいずれ返さなければならないという原資ですから、経営の見通しの中で余剰金があれば返還するというのもこれありかなというふうに思っているものですから。これは、いまここでの議論でなくて、このあとのいろいろ常任委員会等の中で、会計側の企業側の経営状況等も見ながらいろいろ議論していかなければならない事項だろうなというふうに思っています。特にちょっと積算というか根拠があまいなという感じはしますけれども、これもやはり特養の実態からすれば致し方ないというか、逆に特養側からすれば安心して事業できるというような逆の受け止めもできますから、いいです。このあとまた常任委員会等の中で、いろいろ議論したいと思っておりますので。

**○議長(又地信也君)** ほかに質疑ございませんか。

3番 平野武志君。

**○3番(平野武志君)** まず1点目が、商工費の補正で21ページになりますけれども、中小企業の支援補助金の1,500万円の追加ということで、ことし適用されたこの補助が当初予算を上回るほど地域の小規模のかたが活用されて、大変嬉しい制度だったんだなと思って、改めて思っております。

その中で、先の本会議前にも担当課長と雑談で話したこともありますし、商工会のほうからありがたい制度ですが、若干使い勝手については活用できなかったかたもいますし、不満が出ている声も幾つかあるのです。そのような声が出てきた中で、初年度だからこそいろいろ変えていけるのではないのかなと私自身は感じているのですけれども、その部分について

見解をお聞かせいただきたいのが1点。

それと、公民館の改修です。これについては、常任委員会の報告でも記載しているとおり、このような大きな改修の工事が9日前にしてはじめて、正式に言うと資料が配付された時点ですから10日前後、10日ちょっと前ですか、配付されてはじめて我々もわかったと。当然ながら、町民もそれまではわからなかったということですね。これに対しては本当に議論する時間が少なく、ここに書いてあるとおり「誠に遺憾である」というのが全議員の思いであります。それだけはしっかり、再度伝えておきたいと思えます。

まず聞きたいのが、今回は起債を充当できるということで、既に補正の中にも起債の補正も書いてあるのですけれども、今回の数字を見ると2億9,800万円のうち、起債に適用になっているのが、いま計算機はじいていないのですけれども、何パーセント起債として適用になったのかと、あとここに書いていないのですけれども、常任委員会の説明の中では二種類ぐらゐの起債を使えたということなののですけれども、その名称をもう一度お伺いしたいのと、その起債の中身が次年度の交付税に反映されるのが総額何パーセントなのか。いわゆる一般財源、自己資金としていくら使わなきゃいけないのかという試算を教えてくださいという事ですので、よろしくお願ひいたします。

**○議長(又地信也君)** 副町長。

**○副町長(大野 泰君)** 平野議員のお尋ねにお答えしたいと思います。

木古内町中小企業・小規模企業経営改善等支援補助金に関わってのご質問であります。

商工会のほうから次年度の予算要求にあたって、この補助金の取り扱いについて、拡充をしてほしいというそういう要望をいただいております。その要望につきましては、受け取りましたので、このあと内部で検討協議をさせていただいて、返事をお返ししたいというふうに思っております。この補助金の策定にあたっては、ご議論をいただきましたし、そういった中での経過を踏んだ補助金でございますので、それらも含めて検討を進めていきたいというふうに思っております。まだ、回答をするという状況ではございませんので、その点についてはご了承願ひしたいと思います。

また、中央公民館・スポーツセンターの機械設備・電気設備・衛生設備、こちらの改修につきましては、当初予算の中では実施設計ということでご説明は申し上げたかとは思いますが、中身と言いますか具体のどこをどういうふうに改修を考えているのかというところまでは、ご説明しきれいでなかったんだというふうに思っています。そういう中では先ほども申し上げましたが、ギリギリの日程のない中での常任委員会でのご説明でしたので、我々としても反省をしているところであります。

お尋ねにありました、資金計画と言いますか起債等につきましては、お答えをしたいというふうに思います。あわせてということで、合計額でお知らせしますが、緊急防災・減災事業債ということで取り扱いができる金額については、1億1,550万円の借り入れができるかなというふうに思っております。これは、10分の10です。公共施設等適正管理推進事業債、いわゆる長寿命化の事業に対しては1億6,780万円、90%の借り入れが可能となります。

緊急防災・減災事業債につきましては、交付税で7割が配分されます。ですので、100%借り入れて7割が入ってくるという70%の補助というふうな言い方に変えてもいいのかなというふうに思っております。また、公共施設等の略しますが事業債につきましては、90%借り入れて5割、50%が交付税で措置されるということで、45%というふうな押さえております。

この申請については今月、この議会を終えたあとに振興局との協議をしまして、30年度事業ということで借入れが可能となるよう申請をしまっている予定でございます。

○議長(又地信也君) 3番 平野武志君。

○3番(平野武志君) 交付税措置がそれぞれ70と50で、今回の一般財源からの持ち出し金額とあわせると、いまのこの2億9,800万円のうち自己資金でやる合計金額はいくらになりますか。

○議長(又地信也君) 総務課長。

○総務課長(若山 忍君) いま副町長申し上げたとおり緊防債、あるいは公共施設債借入れして、そのあと交付税措置がされる割合が概ね合計しますと、58.2%。ですので、その逆数と言いますか41.8%が町の持ち出しというふうなことになります。

○議長(又地信也君) 総務課長、ズバツと言えいいでしょう。あれだこれだ言わないで、2億9,800万円のうちのいくらと。

総務課長。

○総務課長(若山 忍君) 失礼しました。2億9,800万円のうち、交付税の措置額も1億7,058万円ほど、町の自主財源を1億2,270万円というふうに踏んでおります。

○議長(又地信也君) 3番 平野武志君。

○3番(平野武志君) 質問が3回目になってしまいますので、まとめ前にもう一つ質問あるのですけれども、これはいま副町長もこのあと調整をすると、なんかもう絶対これが可決するんだというような体でお話していますけれども。いまの説明の以前にもあるように、全然中身について説明不足だという話の中、起債を借りてああ良かったねと話じゃなくて、実際起債を充当しても自己財源から1億2,000万円もの支出があるわけですね。これは大きい金額ですね。なお且つ、先ほど新井田議員から質問があった、ガラス関係の工事が後付けでなると。プラス、6次振興計画に沿ったエレベーターの改修工事もやると。それぞれが起債が充当なるのかならないのかわかりませんが、仮にならないと考えた時に、総額のこれ工事費いくらぐらいになると見込んでいますか、これ。自己財源での金額です。まず、そこまでしっかりと町側が計画して予算を算出していなければ、今回のだってこれ起債が二通りあるから良かったねで、じゃあ時間もないし仕方がないね、はいというわけにはいかないですよ、これ。エレベーターやって、ガラス関係も外構もやる、そうしたらあれもこれも直さなければならない、こっちもだねあっちもだねと言ったら何億になります、これ。そのまずは試算をもう一度出していただいて、それに対してもう一度質問させていただきたい。

まだそちらに振っていませんので、付け加えて言いますと、今回のこの2億9,800万円を可決する補正を出す流れなのですけれども、これは当然いま言った31年以降のガラス関係、エレベーターそういうのも総合した中で考えていかなければならないことなのです。やはりそういう計画を我々に示すために、いま3か年計画の公共施設の計画をやっている、個別計画をいま進めているわけですから、当然ながら公民館・スポーツセンターだけではなく、ほかの施設も含めたこれからの町が管理していかなければならない維持費も含めて考えていかなければならない中で、それも示されない中で、いま現在で1億2,000万円出しますと。プラスアルファの工事やれば、あとどれだけになるのかもわからずに、これをマルですという流れになるのですか、きょうで。それだけかかるのであれば新築だったらどうなんだと、40年長寿命化できるのを仮に新築でやると60年・80年、しかも改修費もあわせれば新築のほうがい

いねと議論になるかもしれませんが、そういう議論が何もできていないのですよ。どうですか、いま先ほど言った総額とそのような議論ができていない見解を改めて。

(「休憩」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 暫時、休憩をいたします。

休憩	午後3時53分
再開	午後4時12分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

それでは、資料の説明を求めます。

副町長。

○副町長(大野 泰君) 平野議員からのお尋ねがあり、中央公民館・スポーツセンターの今後の整備計画について、追加資料ということで出させていただきました。個別施設計画ということで、登載している分でございます。

この表の1については、過去10年間に実施した主な事業について、記載をしております。

2のほうで、今後10年間で実施する事業ということで、こちらにつきましては30年度について、実施設計も行いましたので、確定額ということでいれております。

そのほか31年度以降については、まだ調査設計あるいは実施設計が行われておりませんので、担当のほうで概算ということにはなりますけれども、おおよその施設の状況を見て、整備が必要な部分ということでの金額をはじいております。

この30年度につきましては、緊急防災、そして公共施設等事業債ということで、該当になります。緊急防災事業については時限立法でして、平成32年度までが適用になります。それと、公共施設につきましては平成33年度まで、32年度の事業について、緊急防災に該当するかどうかということになりますと、居住部分ではありませんので、ちょっと厳しいのかなというふうには思っています。先ほど説明しました公共施設ということでの起債であれば、この事業費の9割を政府資金で借り入れて、償還については50%分が交付金で賄われますので、45%の残りですから55%をこの借り入れについては5年据え置きで、15年で償還という考え方に立っております。

ですので、単年度の今年度、あるいは今年度以降の5年間の中では、まず10%分については単年度負担をしなければなりませんけれども、以降については5年間は償還はなくて6年目から、先ほど言いましたことしの事業ですと1,200万円程度の毎年の償還になってくる長期資金でございますので、財政収支計画にも大きな負担にならないような借り入れをすることになっています。

この32年度の数字で言いますと合計額は5,880万円で、90%の借り入れということになりますと5,292万円の借り入れ、そのうち交付税で措置されるのは2,646万円ほどということになるわけです。ここで、計が出ておりませんので、ちょっと不親切な書類になっておりますけれども、中央公民館の10年間のこの費用につきましては2億8,550万円、そしてファミリースポーツセンターのほうについては9,740万円、全体では3億8,290万円という金額になっていることをご報告申し上げます。以上です。

○議長(又地信也君) 説明が終わりました。

(「休憩」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後4時17分  
再開 午後4時43分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほかに質疑。

3番 平野武志君。

○3番(平野武志君) 休憩中の中で、いろいろと資料の添付も含めて説明いただきました。

まず、中小企業の補助事業については、今後、行政の中で再度協議していくというお答えをいただきました。我々、議会の中でも様々な活用をしようとしているかたの声をいろいろ聞いていて、きょうは事例出しませんが、いろいろ意見としてありますので、これも常任委員会の中で調査事項とするということを全員で決定しましたので、報告もあわせて町の再度調整のほうをお願いしたいと思います。

スポーツセンター・公民館については、様々な資料を出していただいた中で、ようやく全体像が見えてきたなと感じております。改めてこのような詳細をきょう知ることによって遺憾と言いますか、準備不足だと言いますか、行政の説明責任がなっていないなということを付け加えておきますので、今後これまでも企業誘致の関係で散々行政の疑った面も含めて、情報をきちんとこちらに提供してくれというついでこの間の話ですよ。ましてやこれは町が取り組むことなわけですから、積極的に情報の共有を報告をしてもらわなければ、全然町長の言う「町民の意見を100%」という町になっていないじゃないですか。しっかりとしてください、これから本当に。ましてやこの資料を見るとですよ。総工費2億9,800万円、今回のプラスすることの総合計が約々4億円になります。これに例えば、設計変更が入ったり追加工事が入ったりするとさらにプラスになって、ましてやエレベーターはまだここに入っていないから、仮にやるとすればあわせると5億円の事業になりますね。これは、支払いが終わるのが15年後、2045年、長寿命化をすることによって40年間もつということは2058年。先ほど一般質問の中でも触れましたけれども、その頃人口何人いますかね。2045年で1,400人の推測なのでですよ。2058年っていったら数百人に減っているんじゃないかと。そういうことも考えた中で、工事費をどうするというを本当は議論したかったですね。きょうは、これ以上できませんけれども、採決になるのしょうけれども、そのことを付け加えておきますので、今後そのような報告をしっかりとさせていただきたいということで、答弁はいりません。

○議長(又地信也君) ほかに質疑ございませんか。

8番 鈴木慎也君。

○8番(鈴木慎也君) 8番 鈴木です。

同じく公民館、この議案について私、委員会のあとからきょうの議会までたくさん考え、たくさんいろいろ悩みました。いま、結論としてはスピード感のある行政だったなということころは、町長、そして副町長、担当課のかたが忙しい中、改めてそこは敬意を表さなければいけないんだなとは思っています。

前回の議会の中で避難場所等、あと公民館のエアコン、冷暖房について一般質問をさせて

いただきましたが、そこについては設置をされるということで、私自身も嬉しく思っています。ただ、アリーナのほうは今後、委員会の中で議論をしていきたいなと思っています。

今回、この議論をずっと聞いていて一番大切なことは何だろうと思っていたのですよ。本来の公民館とスポーツセンターの目的って何だろうと。改修の目的、何だろうってずっと考えていたのですね。もともと町民のかたの健康増進であったりとか、利用者が喜んでもらうために改修工事する。あと、40年使わなければいけない施設である。そして、もうちょっと広い視点で見ると本年度からスポーツ合宿、我が町、力入れています。ですので、今回の改修の目的の中にもともとこの建物、そしてこれからの40年にどういう役割を持って、この施設の事を考えて改修していくのかと。先ほど平野議員からもありましたけれども、やはり40年今後使うということは、私は79歳です。ことし生まれる子は40歳になります。人口も1,000人ちょっとです。その時の子ども達のため、未来のために、負の遺産である建物をしっかりとした議論をしないまま残したくないというのは正直あります。だけれども最初、冒頭言わせてもらったとおり、行政のスピード感のある仕事ぶりは評価をしたいと思います。

ですので、町長にお伺いします。今回、この議論の中でもちろんどのような予算で、お金どうしようかと。もちろん議案ですから、それは一番大切なことです。だけれども、私が感じる一番大切なこと、この公民館とスポーツセンターを今後どういうふうに町民の人に使ってもらったり、スポーツ合宿でたくさんの学生に来てもらったりとか、どういうふうに活用してやるんだというビジョンをやはり気持ちの部分聞いてみたいなど。その部分が今回の議論で全くされていなかったの、一応私としては首長のただ改修するから予算を確保するだけが議論じゃない。やはりどういう使われ方をして、将来の子ども達にどういう建物として残るんだとその気持ちの部分聞きたいです。

**○議長(又地信也君)** 答弁をもらう前に時間の延長についてお諮りいたします。

本日、提案されております議事が全て終わるまで、時間を延長したいと思います、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 異議ないものと認め、時間を延長することに決定をいたしました。

答弁を求めます。

教育長。

**○教育長(野村広章君)** 公民館・スポーツセンターの活用についてというようなことでございます。

いま議論になっているのは避難所、そして避難所というようなことで住民の生命、安全安心を守るというようなことの議論でございました。いま鈴木議員のほうから公民館のあるべき姿というようなご質問でございますけれども、私はやはり公民館は住民の方々が安全に安心に学習活動ができる場所、そして町内外問わず人々が集い、そして心と心が通う場所であるというような場所ではないのかなというふうに思っております。そのためにはやはり、この公民館の施設の機能の充実ということが、やはり求められているのではないかなというふうに思っています。

ただこのたびは、耐震化の工事が先にあり、この時点で公民館を新しくするかどうかなという判断が必要だったのかなというふうに思いますが、まずはその当時のやはり震災の多発というようなことで、避難所の拠点である公民館・スポーツセンターを耐震化するのだ



というようなことで行ってまいりました。公民館・スポーツセンター長寿命化、あと40年というようなことではございますけれども、町民の方々に愛される利用される親しみのあるコミュニティ施設というようなことで、考えていきたいというふうに私は思っているところでございます。

**○議長(又地信也君)** ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第1号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第1号 平成30年度木古内町一般会計補正予算(第8号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第2号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第2号 平成30年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第3号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第3号 平成30年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第4号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第4号 平成30年度木古内町水道事業会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第5号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第5号 平成30年度木古内町高齢者介護サービス事業会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第6号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第6号 平成30年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第7号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第7号 平成30年度木古内町下水道事業特別会計補正予算(第2号)については、原案

のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午後4時58分  
**再開** 午後4時58分

### 議案第8号 木古内町合併処理浄化槽設置に関する条例制定について

**○議長(又地信也君)** 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第19 議案第8号 木古内町合併処理浄化槽設置に関する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長(大森伊佐緒君)** ただいま上程となりました、議案第8号 木古内町合併処理浄化槽設置に関する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例制定につきましては、当町の下水道事業との関連性がありますので、あわせて説明をさせていただきます。

当町の公共下水道事業につきましては、平成12年から事業を開始し、平成17年度には、一部の地域で下水道の使用が開始されております。

現在は、供用開始区域の約66%にあたる694世帯が使用しております。

平成28年度に、公共下水道計画の見直しを行ったところ、一部の地域においては、個別に合併処理浄化槽で整備するほうが有利であると結論付けされました。

その後、下水道事業再評価委員会で協議が行われ、合併処理浄化槽の助成については、早期に取り組むべきとの答申が出されたところでございます。

この条例につきましては、公共下水道事業計画区域外の世帯における合併処理浄化槽への設置助成について、来年の4月より、速やかに活用できるように制定するものでございます。

なお、詳細につきましては、建設水道課長より説明をさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

**○議長(又地信也君)** 詳細説明を求めます。

建設水道課長。

**○建設水道課長(構口 学君)** それでは、議案第8号 木古内町合併処理浄化槽設置に関する条例制定について、ご説明いたします。

本条例につきましては、平成31年度より合併処理浄化槽の設置を行う者に対して、補助金を交付するために制定するものでございます。

第1条では本条例の目的、第2条では用語の定義、第3条から第11条には補助金等に関わること、第12条では町の免責、第13条には委任についてを記述しております。

別表第1には、人槽区分を三つに設定し、補助金額をそれぞれ5人槽で90万円、7人槽で110万円、10人槽以上で130万円としております。

附則といたしましてこの条例は、平成31年4月1日から施行することとしております。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第8号 木古内町合併処理浄化槽設置に関する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

## 議案第12号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

○議長(又地信也君) 日程第20 議案第12号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてを議題といたします

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程となりました、議案第12号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

定住自立圏構想推進要綱第5の規定により、定住自立圏形成協定の締結または変更にあつては、地方自治法第96条第2項に基づく議会の議決が必要であり、木古内町定住自立圏形成協定、平成25年12月19日条例第31号の議決に関する条例に基づき、提案するものでございます。

なお、変更内容等詳細につきましては、まちづくり新幹線課長より説明をさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 詳細説明を求めます。

まちづくり新幹線課長。

○まちづくり新幹線課長(木村春樹君) まちづくり新幹線課の木村でございます。

議案第12号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてをご説明いたします。

資料番号1 議案説明資料の18ページから22ページに、協定書の見え消しとけ込みバージョン、議案に関係部分の新旧対照表が記載されておりますので、それぞれご参照ください。

本協定は、総務省所管の定住自立圏構想推進要綱に基づき、東京・大阪・名古屋の三大都市圏への人口流出を防ぐために、函館市を中心市として渡島檜山管内の全市町で南北海道定住自立圏を形成して、地域住民のいのちと暮らしを守るための医療や交通といった生活機能を圏域で確保し、人口定住を促進するために平成26年度に締結しているものです。

このたびの変更は、連携項目の追加と文言の整理を行うものです。

連携項目の追加は2項目あり、一つ目は医療従事者の確保・養成であり、二つ目は地場産業の育成で、この二つが新たに協定に追加されます。

文言の整理は、総務省で策定している定住自立圏構想推進要綱と統一させるためのものです。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

**○議長(又地信也君)** 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第12号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

### 発議案第1号 議会閉会中の所管事務調査について

**○議長(又地信也君)** 日程第21 発議案第1号 議会閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会閉会中の所管事務調査について、会議規則第75条の規定により、総務・経済常任委員会及び議会運営委員会の各委員長より、下記のとおりその所管に属する事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会閉会中の所管事務調査について、各委員長から申し出のとおり、これを承認したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

### 意見書案第1号 日米物品貿易協定交渉に関する意見書

○議長(又地信也君) 日程第22 意見書案第1号 日米物品貿易協定交渉に関する意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

6番 手塚昌宏君。

○6番(手塚昌宏君) 6番 手塚昌宏です。

意見書案第1号 平成30年12月13日 木古内町議会 議長 又地信也様。

提出者 木古内町議会議員 手塚昌宏、賛成者 木古内町議会議員 佐藤 悟、同じく新井田昭男。

意見書案第1号 日米物品貿易協定交渉に関する意見書(案)について、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出します。

北海道農業は、安全で安心な農畜産物の安定供給を図り、地域経済・社会を支える基幹産業として重要な役割を果たしています。

しかし、農作物輸出大国との経済連携交渉が北海道農業に大きな影響を及ぼしており、農畜産物の市場開放が次々に進められています。

こうした中、新たに米国政府との二国間による物品貿易協定交渉の開始が合意されたことは、一層の農畜産物の市場開放へとつながる恐れがあります。

よって、日米物品貿易協定交渉における安易な関税協定をさせないために、記載されております以下1点の要望事項について、衆参両議長、内閣総理大臣及び各関係大臣に提出するものです。

以上、提案理由とします。議員の皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第1号 日米物品貿易協定交渉に関する意見書については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいた

しました。

## 意見書案第2号 2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書

○議長(又地信也君) 日程第23 意見書案第2号 2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

6番 手塚昌宏君。

○6番(手塚昌宏君) 6番 手塚昌宏です。

意見書案第2号 平成30年12月13日 木古内町議会 議長 又地信也様。

提出者 木古内町議会議員 手塚昌宏、賛成者 木古内町議会議員 竹田 努、同じく福嶋克彦。

意見書案第2号 2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書(案)について、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出します。

地方自治体は、高齢化が進行する中で医療・介護、子育て支援などの社会保障、環境対策や人口減少対策、さらには大規模災害を想定した防災事業の実施、公共施設の老朽化対策など、新たな政策課題にも直面しています。

その一方、公共サービスを提供する人材が限られる中で、新たなニーズへの対応が困難になっており、人材確保を進める財源が必要になっています。

このような状況にもかかわらず、社会保障費の圧縮、地方の財源をターゲットにした歳出削減に向けた議論が加速しています。

特に、トップランナー方式の導入は、地方財政全体の縮小につながるものが危惧され、地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものです。

また、政策課題等に対応するため積み立てた基金残高を地方財政計画に反映させて、地方交付税を削減するべきではありません。

財政再建目標を達成するためだけに、不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に大きな影響を与えることは明らかです。

このため、政府予算、地方財政の検討にあたっては、社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要です。

よって、記載しております以下の8点を重点として、内閣総理大臣、内閣官房長官及び各関係大臣に提出するものです。

以上、提案理由としますので、議員の皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

5番 相澤 巧君。

○5番(相澤 巧君) 5番 相澤です。

この意見書の中の記.1番の後段になりますが、「消費税・地方消費税の引き上げを予定どおり2019年10月に実施し」とあります。消費税の引き上げに関しましては、まだ不確定要素が大量に報道されております。また、これに反対する方々も相当数おり、いま現在これが実

施されるかどうかについては、不確定と思われま

す。よって、この部分の文言を削除していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。全体の主旨に関しては、賛同する部分はあるのですが、この部分の削除を求めるものです。

○議長(又地信也君) 提出者、6番 手塚昌宏君。

○6番(手塚昌宏君) ただいまのご質問でございますが、消費税を10%に増税することについては、2016年の11月18日の参議院本会議で、2017年4月から2019年10月に再延期して、税制改正改革法が成立していますので、既に決定事項であることと認識しております。

この意見書では、住民の社会保障に関する窓口は地方自治体であるため、消費税の引き上げ分については、予定どおり全額を社会保障財源に充て、各自治体に適切に配分されるよう求める意見書でございます。ご理解のほどよろしくお願

いしたいと思います。○議長(又地信也君) 5番 相澤 巧君にお尋ねいたします。

ただいま、手塚昌宏君提出者より答弁がありました

が、答弁どおり間違いはないと思われま

すが、いかがでしょうか。5番 相澤 巧君。○5番(相澤 巧君) 私は、消費税について国会ではと

おっているということでございますが、まだ先の話です。きちんとしたものができているわけではありませ

ん。いろいろと論議されているものと認識しておりますので、この部分については承服しかねますので、削除を

お願いできればありがたいなと思

います。○議長(又地信也君) ほかに質疑ございませ

んか。「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いた

します。これより討論を行います。

討論ございませんか。5番 相澤 巧君。○5番(相澤 巧君) 反対討論します。

先ほども話したように、消費税についての引き上げについては、まだ不確定要素がたく

さんあり、そのままとおるとは限らないものであると認識しております。

よって、この意見書に関しては、反対するものであります。

○議長(又地信也君) 反対討論がありました。

賛成討論のかた、7番 福嶋克彦君。○7番(福嶋克彦君) ただいまの意見書案第2号について、賛成での討論をいた

します。この意見書については、2019年10月から2%アップするということの予算は、全部子育て支援または地域の医療、地域包括ケアシステム並びに我が町にとって、非常に大事な法案であります。

したがって、いまの現状でこのまま予定どおりいかなければ、3回の延期もまだ

まだするわけにはいきませ

ん。したがって、我が町にとって大事な法案でありますので、賛成で討論

いたします。○議長(又地信也君) 以上で討論を終結いた

します。採決を行います。

お諮りいたします。



意見書案第2号 2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書について、原案のとおり可決することに賛成のかたは、ご起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

○議長(又地信也君) 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### 議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について

○議長(又地信也君) 日程第24 議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会閉会中、出張または派遣を要する各種の行事、慶弔、会議、研修、陳情等について、正・副議長及び議員を出張・派遣させたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、承認することに決定をいたしました。

なお、現在予定されている出張または派遣につきましては、下記のとおりであります。今後の出張または派遣する議員につきましては、その都度、議長において指名することにしたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、承認することに決定をいたしました。

### 閉 会 の 宣 告

○議長(又地信也君) お諮りいたします。

本定例会に付議されました案件は全て審議を終了いたしました。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、これで、本日の会議を閉じます。

以上をもちまして、平成30年第4回木古内町議会定例会を閉会いたします。

どうも、ご苦勞様でした。

( 午後5時23分 閉会 )

平成30年12月13日

木古内町議会議長 又 地 信 也

署 名 議 員 鈴 木 慎 也

署 名 議 員 吉 田 裕 幸